

盛岡市基本構想

第1 基本構想の目的

この構想は、少子高齢・人口減少社会の到来、環境重視への価値観の変化、経済の高度成長から低成長への転換、国内にとどまらない地域間競争の進行及び産業構造の再構築の進展など社会経済の大きな変化を受けて、盛岡市も厳しい行財政環境に適応する行政経営の基盤づくりを進めている状況の中で、市民と行政が一体となってみずからの責任のもとにまちづくりに取り組むにあたり、その取るべき方向性を決定し、どのようなまちを目指していくのか、その姿を示し、これを実現するための行政経営の理念を明らかにするものです。

第2 基本構想の目標年次

この構想の目標年次は、平成27年とします。

第3 目指すまちづくりの基本理念

盛岡市は、城下もりおかのまちづくりから400年を超える歴史の中で、中津川や北上川、雫石川などの河川、市内から眺望できる岩手山や姫神山、市街地を囲む田園地帯と丘陵地などの優れた自然に生まれながら、岩手県の県都として多くの都市機能が集積するとともに、東北新幹線や東北自動車道の高速交通及び国道46号や国道106号の横軸連携の結節点として、北東北の交流拠点の役割を担ってきました。

このような多くの市民により築かれてきた財産と個性をいかしながら、将来をみすえて新しい盛岡市を築いていくために、

地域の個性をいかしながら新しい魅力を生み出す「継承と創造」のまちづくり
多様な交流によりにぎわいがつくられる「求心力」のあるまちづくり
市民一人ひとりが個性と能力を伸ばすことができる「人が活きる」まちづくり
市民みずからがまちづくりの主体となる「市民起点」のまちづくり
地域の将来に責任を持ち問題をみずから解決できる「自律」のまちづくり
を、これからの盛岡市のまちづくりの基本理念とします。

第4 まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念に基づき、目指す将来像を次のとおりとします。

「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」

盛岡の個性ある歴史・文化やまちを取り巻く美しい自然を保存継承しながら、多くの人を引き

つける魅力と求心力を持つ都市づくりを行うとともに、地域の特性をいかした産業の振興、盛岡ブランドの確立などにより、少子高齢・人口減少社会にあっても、人々が集まり、多様な分野で活発な交流が展開されて、活力が生み出されるまち盛岡を目指します。

また、市民一人ひとりの自分が住むまちを良くしようとする心がかされた住みよい生活環境を持ち、人と人が支え合える地域社会が形成され、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる、人にやさしいまち盛岡を目指します。

みずからの責任と権利のもとで地域の問題を解決し、自分たちのまちは自分たちで創るという自律のまちづくりを進めるとともに、広い視野と新しい発想で世界の市民と交流できる人と文化を育む、世界に通ずる「元気なまち盛岡」を実現します。

第5 主要データ

1 人口指標

目標年次である平成27年における人口を、283,000人と想定します。年齢3区分の人口は、0歳から14歳までの年少人口37,000人、15歳から64歳までの生産年齢人口180,000人、65歳以上の老年人口66,000人となり、高齢化率は、23.3%になるものと想定されます。

また、世帯数は増加し、123,600世帯になるものと想定されます。

就業人口は常住地ベースで145,400人、産業大分類別では、第一次産業3,100人（2.1%）、第二次産業24,600人（16.9%）、第三次産業117,700人（81.0%）と想定します。

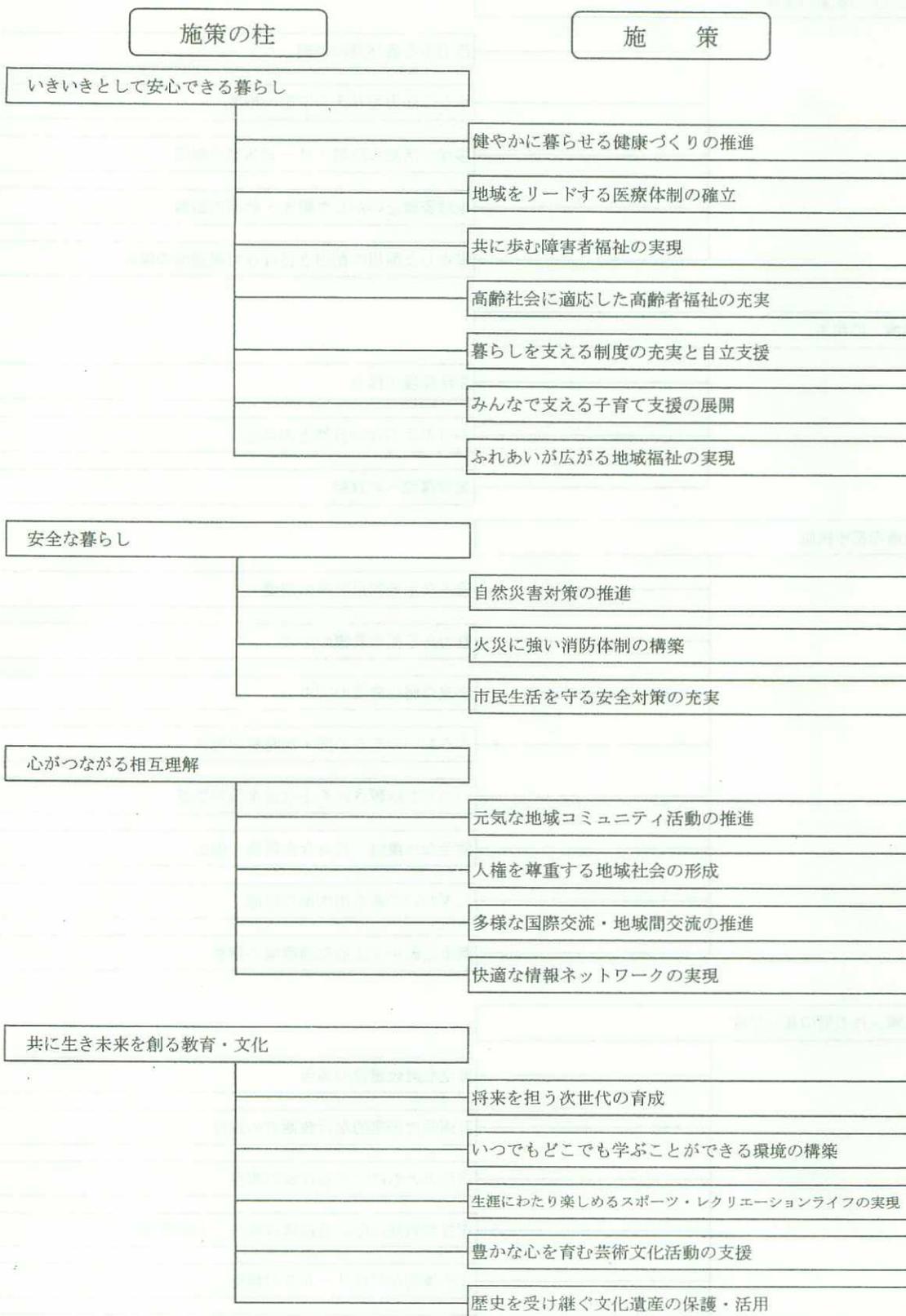
交流人口は、通勤、通学による流入超過人口を23,000人と想定し、昼間人口を306,000人とします。また、観光客入込数を440万人と想定します。

2 土地利用の方針

土地は、市民生活や生産活動を行うための共通の基盤であり、限られた貴重な資源であるとの認識のもとに、市域の東西に位置する緑豊かな森林や西部・南部の農地の生産機能と田園景観、市街地を取り囲む東西丘陵地の眺望など本市の特性をいかしながら、自然環境の保全や農地の有効活用などを図る自然的土地利用と宅地や業務用地の供給などを図る都市的土地利用との調和に配慮し、総合的で計画的な土地利用を推進します。

第6 目標に向けた施策の体系

将来像を実現するために、次の施策を展開します。



施策の柱

施策

活力ある産業の振興

活力ある農林業の振興

まちに活力を与える工業の振興

多様で活発な商業・サービス業の振興

地域資源をいかした観光・物産の振興

安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進

環境との共生

生活環境の保全

かけがえのない自然との共生

地球環境への貢献

快適な都市機能

適正な土地利用計画の推進

魅力ある都市景観の形成

快適な居住環境の実現

うるおいのある公園・街路樹の確保

いつでも信頼される上水道事業の推進

健全な水環境・良好な水循環の創出

にぎわいのある市街地の形成

都市活動を支える交通環境の構築

信頼される質の高い行政

健全な財政運営の実現

計画的で効率的な行政運営の推進

市民とともに作る行政の実現

市民の負託に応える組織の構築・人材の育成

より便利な行政サービスの構築

自治の確立を目指す取組みの強化

1 いきいきとして安心できる暮らし

子どもから高齢者まですべての人が生涯にわたり安心して生活を送りながら、積極的に社会参加ができるように、健康・医療、福祉の連携のもとに取組みを進めます。

(1) 健やかに暮らせる健康づくりの推進

心身ともに健康を保持し、生涯を健やかに暮らすことができるように、市民が主体的に健康管理や健康増進に取り組める環境をつくります。

(2) 地域をリードする医療体制の確立

すべての人が適切な医療サービスをいつでも受けられるよう、医療機関の連携と機能分担を図り、信頼される地域医療と救急体制を確立します。

(3) 共に歩む障害者福祉の実現

障害者が住み慣れた地域の中において、その地域の一員として自立した生活ができるように、地域の協力体制を推進するとともに、障害者福祉サービスを充実します。

(4) 高齢社会に適応した高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送れるように、介護を必要とする寝たきりや痴呆症の予防対策を推進するとともに、高齢者福祉サービスを充実します。

(5) 暮らしを支える制度の充実と自立支援

暮らしを支える社会保障制度を充実するとともに、適正に制度を執行し、生活の自立支援を進めます。

(6) みんなで支える子育て支援の展開

安心して子どもを産み、育てることができ、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるような環境づくりや子育て支援体制を確立します。

(7) ふれあいが広がる地域福祉の実現

身近な日々の暮らしの場である地域において、互いに支え合いながらふれあいが広がる福祉体制を確立し、福祉活動を促進します。

2 安全な暮らし

市民が自然災害や火災から守られ、被害が最小限に食い止められるよう、防災対策や消防力の充実を図るとともに、身近な危険から生活を守るため、交通安全や防犯対策を推進します。

(1) 自然災害対策の推進

地震や水害などの自然災害に備え、危険箇所の解消と市民への防災情報の提供を充実するとともに、地域における防災体制を確立します。

(2) 火災に強い消防体制の構築

火災の発生を防ぐため、市民の防火意識の向上を図り、事業所などの防火管理体制の指

導を強化するとともに、迅速に火災に対応できるよう消防力を充実します。

(3) 市民生活を守る安全対策の充実

関係機関との連携のもとに、地域ぐるみの防犯活動を展開するとともに、子どもから高齢者まですべての人が交通事故から守られるよう、地域特性である積雪や凍結にも配慮し、交通安全施設の整備や安全教育を行うなど、市民生活の安全対策を充実します。

3 心がつながる相互理解

コミュニティの自主的なまちづくり活動を支援するとともに、お互いを理解し、尊重し合いながら、心と情報の交流が積極的に行われる地域環境を創出します。

(1) 元気な地域コミュニティ活動の推進

地域の住民が主体になって考え、行動し、地域課題を自主的に解決できる、住み良いまちが形成されるように、コミュニティ活動を支援します。

(2) 人権を尊重する地域社会の形成

性別などにかかわらず、お互いを理解しながら個人を尊重し合う平和な社会を実現するために、意識啓発に努めながら市民活動を支援します。

(3) 多様な国際交流・地域間交流の推進

異なる民族や文化との相互理解を深めるために、本市に在住する外国人や姉妹都市等との交流を促進するとともに、地域間の連携促進に向けて、民間交流の活性化を促進します。

(4) 快適な情報ネットワークの実現

格差なく各分野における情報の交流や交換が確保されるよう、情報通信基盤の整備を促進するとともに、地域情報ネットワーク環境の確立を図ります。

4 共に生き未来を創る教育・文化

健全で心豊かな子どもたちの育成を進めるとともに、市民が生涯にわたって学び、スポーツ・レクリエーションを楽しむことのできる環境を整えます。また、市民が多様な芸術文化に親しむことのできる環境づくりを進めるとともに、郷土の文化遺産を保存・継承します。

(1) 将来を担う次世代の育成

子ども一人ひとりの個性を育み、基本的な学力の確実な定着と、社会の変化に対応できる「生きる力」を育成します。また、知力、体力及び豊かな人間性が身に付くように学校・家庭・地域が連携し、心の教育や健康・安全の教育を充実します。

(2) いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築

だれもが楽しみや生きがいを持って暮らすことができるように、いつでもどこでも学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、変化の激しい現代における社会的な要請にこたえられるように、生涯学習の一環として重要な役割を果たしている社会教育の充実を図

ります。

(3) 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現

市民の健康増進と生きがいづくりのため、だれもが生涯を通して気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりと、計画的な普及、振興を図ります。

(4) 豊かな心を育む芸術文化活動の支援

うるおいとゆとりある心豊かな生活の実現を目指し、市民が優れた芸術に触れる機会を積極的に取り入れ、豊かな感性や創造性を培うとともに、市民の自主的・創造的な芸術文化活動を支援・育成します。

(5) 歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用

地域に受け継がれている固有の歴史や文化に誇りを持ち、その遺産を保護するとともに、これらに対する理解を深め、幅広い活用を進めます。

5 活力ある産業の振興

活力の源である産業が持続的に発展していくよう、既存産業の活性化とともに地域の特性をいかした新しい産業の創出に向けて、産学官連携を強化するなど、総合的な振興策を推進します。

(1) 活力ある農林業の振興

安全で高品質な農産物の生産ができるよう、生産基盤を整え、地域産品の販売促進に努め、魅力ある農業経営の確立を目指します。また、山間地域における就労機会の創出と、森林の公益的機能を維持するため、林業生産活動による森林の管理と活用を進めます。

(2) まちに活力を与える工業の振興

大学、公的研究機関などの知的、技術的財産と企業の新技術、新商品開発の需要を結びつけ、新たな事業等の創出や起業しようとする人々を支援するほか、販路の拡大、工場集団化等による企業の業務拡張や経営指導を行い、地場産業を振興します。

(3) 多様で活発な商業・サービス業の振興

地域経済や地域文化の発展を図るため、地域特性をいかし、生産者、消費者、商業者等の活発な交流を促進し、中心市街地活性化、多様な流通業や情報・生活関連サービス業等の育成支援により、にぎわいと求心力のある商業・サービス業を振興します。

(4) 地域資源をいかした観光・物産の振興

盛岡の歴史、自然、文化、先人などの観光資源をいかすとともに、観光基盤や観光客受入体制を整備し、北東北の観光拠点都市として関係団体と連携しながら、国内外の観光客を積極的に誘致します。物産の振興については、伝統的工芸品や特産品等の新製品開発や販路拡大を進めます。

(5) 安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進

商工業、観光、農林業など産業の各分野において、民間活力が十分に発揮され、雇用の創出が図られるよう企業活動の活性化を支援するとともに、企業誘致を積極的に推進し、多様な就労ができるよう雇用の創出と安定に努めます。また、勤労者が安全に、かつ、安心して就労できるよう、労働環境の向上や勤労者福祉を促進します。

6 環境との共生

地球温暖化など地球的規模の環境問題が懸念される中、本市の恵まれた水と緑の自然を共有の財産として次世代に引き継いでいくため、自然との共生を目指したまちづくりを推進するとともに、資源を大切にし、地球環境の保全に貢献するまちを目指します。

(1) 生活環境の保全

身近な生活環境が良好に保たれ、安全、安心に暮らし続けられるよう、大気汚染や水質汚濁、騒音などの監視を継続するとともに、廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全を推進します。

(2) かけがえのない自然との共生

うるおいや安らぎをもたらす里山の緑、きれいな水や空気を産み出す森林、河川の清らかな水辺などのかけがえのない自然の保全を図り、多様な生物が生息し、多くの人々が身近に自然を感じられる環境づくりを進めます。

(3) 地球環境への貢献

環境情報の収集・提供や事業者、市民の環境保全等の取組みを支援するとともに、環境を大切にすする心の育成を進めます。また、市民、事業者、行政の三者が協働して廃棄物の発生抑制、資源の再使用、再生利用など限りある資源の循環的利用を推進するとともに、省エネルギーへの積極的な取組みや新エネルギー利用の促進を図り、環境への負荷の低減に努め、地球環境の保全に貢献します。

7 快適な都市機能

市街地区域、農用地区域、都市環境調和区域、自然調和区域など地域の土地利用特性に基づいた適正な機能分担を図るとともに、人口の推移や少子・高齢化の進行、すべての人に配慮するユニバーサルデザインを踏まえて、住環境、拠点機能、交通環境など住みやすく、交流できるまちの整備を進めます。

(1) 適正な土地利用計画の推進

総合的かつ計画的な土地利用計画のもとに、土地利用の適正な管理・指導を行います。

(2) 魅力ある都市景観の形成

市民との協働のもとに、主体性と計画性を持ちながら、周囲を山々に囲まれた地形や東西丘陵地の風景、市街地周辺の田園地帯、市内を流れる河川、城下町としての歴史性など

の地域特性をいかし、快適で美しく、活気あるまちなみを持つ盛岡らしい魅力ある都市景観を形成します。

(3) 快適な居住環境の実現

生活道路の環境の向上や住宅地としての機能の維持・増進に努め、冬期に強く、快適な居住環境の実現を目指します。

(4) うるおいのある公園・街路樹の確保

生活に緑とうるおいをもたらす、日常生活の交流空間としての公園の整備や街路樹など公共空間の緑化を推進します。

(5) いつでも信頼される上水道事業の推進

市民から信頼され続ける水道事業を推進し、安全でおいしい水を安定的に供給します。

(6) 健全な水環境・良好な水循環の創出

雨水排水や汚水の適切な処理を推進し、河川の水質保全及び浸水の防除により衛生的で安全な水環境を形成します。

(7) にぎわいのある市街地の形成

中心市街地とそれに連担する盛岡駅西口地区及び盛岡南新都市地区など、適正に機能分担された、魅力にあふれ、人がにぎわう市街地の整備を推進します。

(8) 都市活動を支える交通環境の構築

総合的な交通体系を確立し、公共交通機関や自転車の利便性向上と利用促進及び歩行環境の向上を図るとともに、広域交通や物流を支える幹線道路の整備を進め、都市活動を支える交通環境を構築します。

8 信頼される質の高い行政

将来にわたって安定的で、市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる行政を目指し、財政の健全化と計画的で効率的な行政運営を推進します。また、市民やNPOとの協働を進め、市民とともに作り上げる質の高い行政サービスを実現するとともに、広域行政や地方分権を推進します。

(1) 健全な財政運営の実現

適正な市税等賦課の推進と収納率の向上を図り、限られた財源の中で効率的に予算を執行するとともに、公有財産の適正管理と有効活用を進めます。

(2) 計画的で効率的な行政運営の推進

継続的に行政改革を進めながら、計画的で効率的な行政運営を推進します。

(3) 市民とともに作る行政の実現

行政情報を積極的に提供し、市民と情報を共有するとともに、市民意見を市政に的確に反映できるよう広聴機能の充実を図ります。さらに、市民との協働のまちづくり、市民と

ともにつくり上げる質の高い行政サービスを目指し、NPO活動等を通じた市民参画を促進します。

(4) 市民の負託に応える組織の構築・人材の育成

質の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、簡素で効率的かつ機能的な組織体制を構築するとともに、職員の政策形成能力や職務遂行能力の向上など人材育成を進めます。

(5) より便利な行政サービスの構築

快適で便利に利用できる窓口サービスを実現するとともに、より簡単に行政手続きが行えるよう情報通信技術を活用した電子市役所の構築に取り組みます。

(6) 自治の確立を目指す取組みの強化

日常生活圏の広域化に対応し、市町村合併も視野に入れた広域的連携のもとで、より効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、地方分権を踏まえた自律的な行政運営を確立します。

第7 目標達成に向けた行政経営の理念

盛岡市は、次に掲げる行政経営の理念のもとに、この構想の実現を図ります。

- 1 市民が主体的に市政にかかわることを保障し、積極的な市民参画による開かれた行政を実現します。
- 2 簡素で効率的な組織体制のもとで、公正でかつ透明性の高い行政経営を推進し、信頼性の高い市政を確立します。
- 3 国や県との対等な関係のもとに、自律的な行政経営を確立します。
- 4 市民の視点で適切に施策や事務事業を評価し、常に見直しを行いながら、市の仕事をより価値のあるものへと改革改善し続けます。

新しい総合計画の基本構想(中間報告)に係る市民意見

- ・ 意見募集期間 : 平成16年10月13日(水曜日)～平成16年11月1日(月曜日)
- ・ 意見募集の方法 : 郵送, 電子メール等により收受
- ・ 受付意見数 : 43件 7人

全体にかかわる意見

No	御意見等の要旨	市の考え方
1	幾多の激動期を乗り越えてきたこれまでの歴史を精査したうえで、未来の百年に繋げていく姿勢が大切である。	「3」の「基本理念」の1つとして「継承と創造」を掲げており、これまでの歴史を踏まえてこれからの盛岡市を創造していこうと考えております。
2	総じて、具体的な将来像が見えず、11年後の暮らしがこのようなになっているというイメージが浮かばない。「盛岡」という字を伏せればどこの市でも通用する内容に思う。 また、合併協議が進んでいるにもかかわらず、対象地域について明示していないのも気になる。	盛岡市のこれからのまちづくりについては、「3」の「基本理念」に基づき、「4」の「基本目標」を将来像として目指そうとするものです。 また、合併の協議が進められておりますが、決定したものではありませんため、対象地域は盛岡市域としているものです。今回の基本構想については、合併協議に際して作成する合併建設計画に反映させてまいりたいと考えております。
3	こうした計画は、ある意味、人間の生き方をどうするかにも関わってくるため、「盛岡人」の生き方に踏み込んだ、あるいは生き方の指針を示す要素も必要である。ぜひ、従来の計画から脱却し、市民に将来の夢と希望と誇りを持たせるような総合計画を策定してほしい。	この基本構想策定の目的は、「1」にありますとおり、これからのまちづくりの方向性を定め、その目指すべき姿を示し、これを実現するための行政経営の理念を明らかにしようとするものです。
4	副題を付けることで主題、内容(視点)を明らかにしてはどうか。	実施計画を含めた総合計画の名称、副題等を検討してまいります。
5	新しい総合計画をつくる目的は、第三次盛岡市総合計画の期限終了と思うが、合併、構造改革等により、間もなく変更が予想されるので、暫定的な計画になるのではないか。	今回の基本構想は、社会経済状況の変化などを踏まえながら、今後10年間のまちづくりのビジョンを示すものとして作成するものですので、暫定的な計画ではなく、合併後のまちづくりにもいかされるものです。

1 基本構想の目的

No	御意見等の要旨	市の考え方
6	国任せではない地に足をつけた方向性の選択を求める。また、表現に、実態とそぐわない文言が見受けられ、生ぬるい表現と感じられる。	国と県との対等な関係のもとに自律的な行政経営を確立してまいります。なお、表現については、御意見として承ります。

2 基本構想の目標年次

No	御意見等の要旨	市の考え方
7	三位一体改革等、財政が不明な状況で、10年先の目標は、画に描いた餅である。	行財政構造改革等により行財政の基盤を確立するとともに、毎年度実施計画を見直して実効性を確保しながら、目標の実現を図ります。

3 目指すまちづくりの基本理念

No	御意見等の要旨	市の考え方
8	基本理念「継承と創造」、「求心力」、「人が生きる」、「市民起点」、「自律」、また、基本目標に「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」とあり、それを実現するための「施策の柱」「施策」があるわけだが、基本理念から施策への縦の関連が示されていない。全部関係する様な施策もあるかもしれないが、市が目標達成のためにどこに重きを置こうとしているか、流れが見えず、思想から施策までのブレークダウンの観点が不足している。	基本理念は、今後のまちづくり全体にかかわる考え方を示したものです。各施策は、目指す将来像である「4」の「基本目標」と結びつく体系としております。
9	今回の基本構想は、市の「到達目標」を示すことも重要な役割の一つだと思うが、基本理念の項目は、相互に繋がりがなく、市政が大きな目標に向かって進もうとしている姿勢が感じられない。 また、このような理念を挙げる根拠となる事象やこれまでの経緯など、市政の底流のことについて、もっと説明があっても良い。それらを積極的に説明し市民に理解してもらうことで、市政の現状と今後の進むべき方向性等に市民がもっと関心を持ち、提案をし易くなるのではないか。	基本理念が繋がる大きな到達目標として、基本目標があります。なお、市政の動向については、積極的な情報提供に努めます。

4 まちづくりの基本目標

No	御意見等の要旨	市の考え方
10	ほとんど異存は無いが、これらを構成する細かい施策が時系列的な整合性を持って、進みゆく現実に対応していくことが重要である。	御意見のとおりと考えます。 現在、取りまとめている「実施計画」において、各施策を実現するための主要な事務事業を体系別に示し、効率的・効果的な行財政運営を図るように努めます。

5 主要データ

No	御意見等の要旨	市の考え方
11	「主要データ」に生産年齢人口、産業別就業人口の推定値はあるが、それらに伴う税収見込み額がない。税収の増減により、実施できる計画の量と質が決まるため、資金がなければ無いなりに、内容のスリム化とそれを補う方法が大事になるが、それが基本計画から見えない。	御意見のとおりと考えます。 現在、取りまとめている「実施計画」において、財政計画を示したいと考えています。

6 目標に向けた施策の体系

No	御意見等の要旨	市の考え方
12	各分野毎に基本事業が個別にあるが、これらの事業を連動させることで、より効果的な推進ができるものがないか。セクションを超えた施策方針・事業が市民に見える、今までにないサービスに繋がると思う。また、新施策体系について、例えば、土地、税金、学校、支援施策など広く関わる「企業誘致」など、「施策の柱」を超えた連動事業があると力強く感じる。	当市では、平成17年度から施策毎に予算配分し、より効果的に事業を推進することとしています。今後、事業間の連携を図るなど、さらに事業の効果的な推進に努めます。
13	多くの部門別計画等が作られているが、連動が見えない。	子育て支援など、分野を超えた取組みも始まっており、今後も分野間の連携を図りながら事業を推進してまいります。

6(1)いきいきとして安心できる暮らし

No	御意見等の要旨	市の考え方
14	「(1)健やかに暮らせる健康づくりの推進」、「(2)地域をリードする医療体制の確立」、「(4)高齢社会に適応した高齢者福祉の充実」について、各項共通で「予防的在宅医療・介護」の表現に留意してほしい。 国の施策は、在宅での予防介護などを強調し始めているため、在宅医療も含め、市民の生命を守る盛岡市政として、国の施策を先取りするような気概をもって対処していただきたい。	「予防的在宅医療・介護」の表現については、現在、取りまとめている「実施計画」において、取り入れたいと思います。なお、国の施策に係る御意見については、参考とさせていただきます。
15	23%以上の高齢化、または少子化にあたり、具体的な対策や数値目標、取り組みを最終案に盛り込むよう期待する。	現在、取りまとめている「実施計画」において、具体的な方針や目標値をお示しいたします。
16	盛岡でも確実に少子化が進み、中心部の学校は児童、生徒が減少しているが、将来の産業社会の担い手である次代の育成は、社会の責務であるため、少子化対策にもっと踏み込んだ記述が必要である。	具体的な対策については、子育て支援や次世代育成等関連する事務事業で対応してまいります。
17	病院、保健、介護は、市民のための視点で考えるべきと思う。	医療、保健、福祉の分野の施策は、今後ますます重要性を帯びてきますので、市民の視点で考えていきたいと思います。
18	地域の医療体制に係るネットワーク作りが必要である。	救急医療機関の診療科目、空床状況などの患者受入体制の情報を相互に交換、連携できるネットワーク化は必要であり、御意見のとおりと考えます。
19	高齢者、こどもの虐待対策がない。	具体的な対策については、高齢者福祉や児童福祉等関連する事務事業で対応してまいります。

6(3)心がつながる相互理解

No	御意見等の要旨	市の考え方
20	例えば松園地区では、高齢者が市内中心部のマンションへ引越して人口減となっているという話を聞く。土地や建物が循環していればいいが、次第に空き地が出始め、荒廃したコミュニティになる心配はないか。また、若年層の意識の変化もあり、中心部でも決して良好なコミュニティが維持されているとは感じられないため、このような状況を直視したこれからのコミュニティのあり方を盛り込んでほしい。	御意見のとおりと考えます。なお、具体的な対策については、地域の特性に応じたコミュニティ活動の支援や地域福祉等関連する事務事業で対応してまいります。

21	福祉推進会、町内会、老人クラブ、民生委員制度等の連携が必要である。また、阪神・淡路大震災、新潟中越地震等の大切な経験から学び、遠くの親戚よりも近くの他人を理解することが必要である。災害にあたり、行政は、個々地域においては限界があり、実働できないのであるから、はっきりと地域で相互協力体制を整備させることを銘記して、常々育成を図ることが必要である。ゴミの集団回収を通じて相互協力体制を育成するなどの、いわゆる「教育」が必要である。	コミュニティ活動の支援や地域の防災に関する事務事業を検討する際に参考とさせていただきます。
----	--	---

6(4)共に生き未来を創る教育・文化

No	御意見等の要旨	市の考え方
22	「ゆとり教育」の名の元に小学校が週休2日になったが、子供が通う小学校では宿題が毎日出て、学校行事も多数行われている。週末になると子供は「疲れた」を連発しているのが実態であるため、子供たちに本当の「ゆとり」を実現させてほしい。	完全学校週5日制は、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、子どもたちに生きる力を育むために、ゆとりの中で教育を実施しようとしたものであり、今後ともこの趣旨に沿って学校教育を推進してまいります。
23	スポーツ・リクリエーションや芸術文化活動の振興のために、市ではこれまでたくさんの施設をつくり、現在は体育協会や文化振興事業団が管理運営をしている。指定管理者制度の導入について、民間活力導入は大変結構だが、安く済めばそれでいいものではなく、それに伴う市民サービスの低下や質の低下だけは避けなければならないため、慎重な対応が求められる。	指定管理者制度については、適切な運用を図り、スポーツ・リクリエーションや芸術文化活動に支障を来さないように配慮してまいります。
24	偉大な先人を生んだ盛岡ならではの、教育の重要性をアピールした記述が欲しい。	教育の重要性については、基本理念の1つとして採り上げるとともに、基本目標にも盛り込んだところです。

6(5)活力ある産業の振興

No	御意見等の要旨	市の考え方
25	個々には資料があるが、全ての産業を関係づけるような資料がないか。 コミュニティづくりにも、多くの人との交わり合いにも、相手を理解することが大切である。地元産品、地域のイベントにかかわり、築かれた財産、個性を生かすためにも大切な行動である。	産業連関については、県レベルでは作成しておりますが、市町村レベルでは把握し難いものです。また、コミュニティと産業とのかかわりについても重要であると考えます。
26	市民と行政が協働で産業振興を行えば、雇用の拡大に繋がると思うが、行政側に複数分野をまとめて相談を受ける窓口がない。(空き店舗や農産資源活用、土地開発など)	市民との協働の重要性は認識しておりますので、産業振興に関する事務事業を検討する際に参考とさせていただきます。

6(6)環境との共生

No	御意見等の要旨	市の考え方
27	10年計画で現在の路上収集方式を別の形に改善してほしい。例えば、資源ごみを分類収集して整然と配列できる棚のあるモデルとしてのストックヤードを整備する、当面人員を配置して指導にあたる(特にプラスチック)、また、数世帯または数十世帯分の大型電動生ごみ処理を整備して活用を図るなど。	収集方式については、今後検討しなければならない課題と考えております。大型電動生ごみ処理機については、実施計画を検討する際に参考とさせていただきます。
28	でんぷん容器の活用・リターナブル容器の普及及びレジ袋の透明化(ごみ袋に転用できる市内店舗での共通使用)について、市内事業者との協定を結ぶ(高知、岩手紫波の調理師学校の例)インセンティブとしていわて生協の助力、企業誘致も考えるべきである。	容器包装の問題については、事業所の訪問指導やリサイクル協力店の制度の中で取り組むとともに、スーパーや百貨店との懇談の場でも話し合ってきており、今後も努力してまいります。
29	西欧諸国に倣い、永年に亘り大量生産、大量消費、大量廃棄の経済の旧態依然たる蔽風を打破するために、この基本構想が新しい経済構造改革の一翼を担うことを切に願う。(名古屋等全国の市町村がリターナブル容器の普及、使い捨て経済脱却を目指し、法整備を国に働きかけているため、盛岡市も是非これに呼応してほしい。)	ごみの減量と環境負荷低減のため、発生抑制、再使用を中心とした仕組みが必要なことは御意見のとおりであり、全国の自治体で構成する全国都市清掃会議においても、国や関係業界などに働きかけを行っております。
30	環境との共生は、教育と共同して発信できる部門である。具体的に学校事業に取り組み、また化石エネルギーによらない生活もできるはずである。その作業は地域コミュニティ活動にも知恵を出し合えるものである。	教育委員会との連携を深め、環境教育を推進してまいります。また、本市が策定した新エネルギービジョンに基づき、地球温暖化防止や化石燃料の使用量削減をめざし施策を進めてまいります。

6(7) 快適な都市機能

No	御意見等の要旨	市の考え方
31	自然保護や省エネを考慮すればコンパクトな街造りしか方法論はもはや無いのではないか。合併で額面上の人口が一時的に増えたとしても推計指標そのものがあやふやである。また、駅前のシネコンも実現しないようであり、駅周辺や盛南の開発パワーも限界のようであるため、中央企業からみた場合の厳しい視点も考慮すべきである。コンパクト・シティと軸状都市構造との両立については、軸状都市構造がこれまでより細くなるか、或いはかつての旧市街地商店街のごとく別々の地域に分散される可能性も否定出来ない。	地域の土地利用特性に基づいた適正な機能分担に配慮しながら、地域の活性化に繋げていきたいと考えます。
32	30年内に迫る地震対策として、市全域の全戸の耐震診断の普及を目指し、補助金の予算化を期待したい。(例:大船渡市、横浜市など)	防災対策に関する事務事業を検討する際に参考とさせていただきます。
33	駅西口、盛南地区をはじめ、現在でも都市化が進行中だが、良好な田園風景が盛岡近郊からなくなるのは残念である。人口の推移と比較しても、都市を拡大する必要性は感じられないため、都市化の抑制に向けて、方向転換をして欲しい。(青森市では「コンパクトシティ」という発想に立ったまちづくりが進めているので、参考にしてほしい。)	適正な土地利用の誘導によって現在の田園風景を残すように努めます。
34	都市の拡大に伴う、あるいは交通環境整備のための道路・橋梁の建設は、維持費の後年度負担という問題を生じさせる。現在がピークの交通環境に合わせて整備した結果、数十年後に人口が減った時、多大な維持費がツケとなって子孫の世代に降りかかるのではない。視点をハードからソフトに切り替えて、際限のない基盤整備を是非、抑制して欲しい。	整備にあたっては、今後の人口減少による交通需要の動向や各交通手段の役割等を踏まえながら、限られた財源で効果的・効率的な整備を図っていく必要がありますことから、市全体の総合的な交通計画を立案し、それに基づき各種施策を進めることにより交通手段と交通基盤施設のバランスが取れた交通環境を構築して参りたいと考えております。
35	観光都市を目指すなら、自然資源ばかりでなく、普段の生活の中に息づく建物や町の雰囲気などを大事にして欲しい。アメリカでは、民間の建物でも第三者委員会等による審査を経て、自治体が保存あるいは保存費用を負担する例もある。ランドマークとは新しく建てるものばかりではないはずである。まちなみも後世に残すべき財産であることを盛り込んで欲しい。	市では、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき、由緒、由来のある建造物や都市景観を構成する古い建築様式を伝える建造物を、「保存建造物」に指定し、保全に努めております。今後、一層、地域資源であるまちなみや建造物をいかした景観の形成に努めます。
36	市民との協働により、限りある財源でも快適な都市づくりを実現することは十分可能である。	市民協働に関する事務事業を検討する際に参考とさせていただきます。
37	災害に対応できる水道及び良質な水の供給を望む。	災害及び水質に配慮した水道事業を推進いたします。

6(8) 信頼される質の高い行政

No	御意見等の要旨	市の考え方
38	現代は、市民が行政サービスを享受する受け身の時代から、市民が行政へ積極的に提案し参加していく能動的な時代への大きな流れがあり、元気で個性ある街づくりには、市民の意見をいかに上手に取り入れ施策に反映していくか、市民自身の問題として市政を感じてもらえるかが大切である。この点について基本構想では、「広聴機能の充実」や「NPO活動等を通じた市民参画の促進」を挙げているが、より多種多様な手段を講じて市民とのコンタクトを図り、それらの意見を市政への確に反映していくためのシステム作りが必要である。	御意見のとおりと考えます。 「広聴機能の充実」や「NPO活動等を通じた市民参画の促進」に向け、今年度から広聴広報課の市長公室への位置付けやNPO市民協働事務局の設置など、組織機構の見直しを含めて取り組んでいます。今後も、さらに市民意見を市政に反映するシステム作りを努めてまいります。
39	行政として、できること、できないことをはっきり区別して示すべきである。将来を含めて、市民の痛みを伴うことにも理解を得るしきみを考え、あいまいさを残さないことが大切である。	御意見のとおりと考えます。 積極的に情報提供し、市民の理解を深めるように努めます。
40	NPO等との協働について、これからはいわゆる小さな政府を目指して、市民ができることは市民が、高い専門性をもって取り組む必要がある。これは雇用の創出にも繋がることであるが、県内でもNPO法人が多い盛岡で、アメリカ型の「プロ」のNPOがもっと育つことを期待する。	御意見のとおりと考えます。 NPOをパートナーとして位置付け、その活動を積極的に支えるとともに、あらゆる分野で連携することにより「市民との協働のまちづくり」を目指してまいります。
41	市民と行政が一体となって、自らの責任のもとにおいて取り組むものとされているが、市の現状は、ゴミの回収、今回の「盛岡の新しいとびらを開く市民の会」に係る呼びかけに参加した人の数等から見ても、明らかなとおり、ボランティアの育成まで触れることが必要である。	御意見のとおり、市民協働については、力を入れてまいりたいと考えております。

42	<p>内部監査では第三者立場である監査部門でも客観性等に問題がある。市民が監査に参加できるように求める。</p>	<p>監査委員制度を補完するため、今年度から、公認会計士など外部の方に市の業務を監査していただく外部監査制度を導入し、行財政運営の一層の公正性確保に努めています。今後とも、外部監査結果の公表など、さらに市民に対する説明責任を果たすように努めます。</p>
43	<p>市民が行政に参加する場がなく、また、事業の決定プロセスが見えないように思う。アプローチの仕方や決定プロセスが解らない為「市長に直言したが回答がない」と憤り、行政不信を抱いている人もいます。また、市でも市民協働をうたっているが、市民参加の方法がまだ見えないため、ぜひ総合計画には市民協働の「場」と事業決定の「道筋」の開示を盛り込んで欲しい。</p>	<p>市民協働の仕組みや情報公開については、行政経営の基本理念と位置付けており、今後一層の仕組みを進めてまいります。</p>

新市将来構想

- 1 将来構想策定の目的
- 2 将来構想策定の方針
- 3 地域の現況と課題
- 4 新市の目指すべき将来像
- 5 分野別施策の概要
- 6 財政計画

目 次

第1章 将来構想策定の目的	1
1 将来構想策定の背景	1
2 将来構想策定の趣旨	2
第2章 将来構想策定の方針	4
1 将来構想の構成	4
2 将来構想の期間	4
3 2市村の総合計画との関係	4
第3章 地域の現況と課題	5
1 広域計画との関連	5
2 地域の現況	8
3 地域づくりの課題	41
第4章 新市の目指すべき将来像	46
1 新市の基本理念	46
2 新市の将来像	47
3 将来人口	49
4 土地利用の構想	50
5 地域別整備の方向	52
第5章 分野別施策の概要	54
1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成	54
2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実	56
3 未来を築く心豊かな人材の育成	58
4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備	60
5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興	62
6 多様な交流を支える都市基盤の整備	64
7 健全な行財政運営と自治能力の向上	66
第6章 財政計画	68
1 財政計画の基本条件	68
2 財政シミュレーション	70
3 盛岡市・玉山村の合併による新市財政への主な効果	80

第1章 新市将来構想策定の目的

1 将来構想策定の背景

わが国における社会経済は、90年代から続く経済不況から依然として脱却することができず、将来に向けて抜本的な構造改革が必要といわれています。とりわけ国及び地方の財政は、長引く経済不況に伴う雇用環境や企業収支の悪化、消費の低迷、土地や建物の価格の下落による税収の鈍化、そして行政需要の増大に伴う支出や将来債務の増加などにより、そのとりまく環境は大変厳しいものとなっています。

このような財政状況の悪化に加え、少子・高齢社会の到来や日常生活圏の拡大、価値観の多様化による行政ニーズの質的变化、加えて地方分権一括法の施行などにより、地方に課せられた責務は増大し重要なものとなっています。

(1) 地方分権推進への対応

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、住民に身近な行政はできるだけ身近な市町村が行うという地方分権の考え方が強く推進され、分権型社会の構築に向けた実行段階になってきております。

これは、地方のことは自らが発想し、判断し、決定し、責任を負うことを意味することであり、住民ニーズに即した高度な政策形成や専門的な能力を強化し、より多くの権限委譲を受けることも視野に入れながら、市町村の枠を超えた地域づくりを進めることがますます重要になってきています。

(2) 少子・高齢社会への対応

全国では出生率の低下による少子化の進行により人口の伸びが鈍化している一方で、高齢化率は年々上昇しており、2020年には人口の4人に1人は高齢者であると見込まれています。

こうした傾向は私たちの3市町村でも顕著に現れており、世代間の人口のバランスが崩れることにより、現役世代の負担が増えていくことが見込まれます。

少子・高齢社会が進むなか、行政と住民が一体となって安心できる暮らしを維持していくことが重要であり、そのためには保健や医

療、福祉や介護といった社会福祉制度の充実と、女性や高齢者が能力を十分発揮できるような地域を構築していく必要があります。

また、子どもに対しては一人ひとりの個性を伸ばす多様な教育が必要であることを認識しながら、地域全体で支え合うことが重要です。

(3) 厳しい財政状況への対応

わが国の財政は、景気低迷に伴う税収の落ち込みや、過去の経済対策による公債の大量発行などにより、巨額の借金を抱え非常に厳しい状況にありますし、こうした厳しい財政状況のもと、本地域においても財源の多くを国や県に依存しています。

既に国は交付税制度等、地方財政制度の見直しを行なっていることから、安定した財源の確保と効率的な行財政運営による財政基盤の強化が急務となっています。

地方財政を支える地方交付税や補助金が三位一体の改革などにより今後さらに減少すると見込まれる中、市町村が現在の行政サービスの水準をできるだけ維持しながら、需要の増大が見込まれる医療や福祉、社会資本の整備を充実させていくためには、行財政基盤の充実を図るとともに、より一層簡素で効率的な行財政運営が必要です。

2 将来構想策定の趣旨

平成17年3月の合併特例法の期限を控え、市町村合併に向けた動きが全国的に活発化しています。

平成15年3月に盛岡市周辺6市町村においても盛岡地域合併問題研究会を立ち上げ、諸課題について調査研究を行いました。行政はもとより地域住民の日常生活や産業活動等に大きな影響を与える合併について、より精度の高い資料を地域住民に提供する必要があるとの認識に立ち、その枠組みをより具体化させた中での検討が求められるところとなりました。

こうした中、盛岡市・矢巾町・玉山村の3市町村は、地方分権の推進や少子・高齢社会の急速な進行、厳しい財政状況など社会・経済情勢の大きな変化の中で、直面する様々な課題に的確に対応し個性豊かな魅力ある地域づくりについて検討すべく、平成16年3月23日に「盛岡地域任意合併協議会」を設立しました。

本構想は、3市町村の任意協議会で作成した新市将来構想をもとに、盛岡市と玉山村の2市村が合併した場合の特性と課題を明らかにし、新市が目指す大きな方向性と具体的内容を示すことにより、住民の皆さんが合併の是非について判断する資料の一助としていただくため策定したものです。

第2章 将来構想策定の方針

1 将来構想の構成

この構想は、新市を建設していくための将来像やこれを実現するためのまちづくりの基本目標及び財政計画などを中心に構成します。

2 将来構想の期間

この構想の期間は、新市発足時から概ね10年間とします。

3 2市村の総合計画との関係

この構想の策定にあたっては、2市村の総合計画の理念を踏まえた基本方針を作成し、分野別施策については、実施計画や特色ある地域づくり及び事業の継続性を考慮した上で、他の広域計画等との整合を図ります。

第3章 地域の現況と課題

1 広域計画との関連

(1) 岩手県総合計画

岩手県総合計画（平成 11 年策定）の地域計画において、新市を含む盛岡地区広域市町村圏の地域の将来像は、

「都市と農山村が広域的に連携し合いながら北東北の拠点としての機能を担う地域」

と設定されています。

また、地域の振興施策の方向は、

「北東北の拠点を目指して広域行政を推進する地域」

「世界と結ぶ情報交流の拠点となる地域」

「岩手山や八幡平などの恵まれた自然環境と共生する地域」

「子どもから高齢者まで安心してすこやかに暮らせる地域」

「地域の特性を生かして産業の新たな展開に挑戦する地域」

「快適な都市環境を創出してそれを波及させる地域」

「地域文化の創造や多彩な活動をはぐくむ地域」

の7つが示されています。

(2) 盛岡地区広域市町村圏計画

新市が属する広域圏の計画である第四次盛岡地区広域市町村圏計画においては、圏域の将来像を、

「都市環境と自然環境が調和し、快適で活力に満ち、交流と連携の輪が広がる北東北の拠点圏域」

とし、次の5つの目標を掲げています。

「北東北における拠点機能を確立し、人・物・情報が活発に交流する広域圏」

「自然と共生する生活空間を創出し、すべての人が安心して暮らせる広域圏」

「豊かな地域資源を最大限に生かし、活力ある産業を創造する広域圏」

「人々が生涯にわたって学び自らを高め、世界に文化を発信する広域圏」

「交流と連携の輪を広げ、魅力あふれる地域づくりを展開
する広域圏」

また、広域圏内において、2市村は次の機能を分担すること
とされています。

盛岡市：高次都市機能集積拠点、交通・商業・流通拠点、
学術研究・教育・芸術文化交流拠点

玉山村：高度技術集積型産業導入拠点、親水観光・スポー
ツレクリエーション拠点、新エネルギー活用拠点

(3) 2市村の総合計画

2市村の総合計画の概要は、下表のとおりです。現在の基本計画は、2市村とも平成16年度から17年度にかけて計画期間が終了します。

区分	盛岡市	玉山村
基本構想 目標年次	平成17年	平成22年度
基本計画 計画期間	平成7年度～16年度	平成13年度～17年度 (前期基本計画)
将来像	<p>人が集い活力に満ちた北東北の交流拠点都市</p> <p>豊かな人間性をはぐくみ世界にひらかれた教育文化都市</p> <p>恵まれた自然とともに生き互いにささえあう健康福祉都市</p>	<p>自然と産業との調和のとれた健康で文化的な郷土</p> <p>【テーマ】 詩情景観を活かした魅力あるむらづくり</p> <p>【サブテーマ】 踏み出す一歩、快適環境新世紀</p>
施策の 体系	<ol style="list-style-type: none"> 1 機能的で魅力ある都市の創造 2 豊かで活力ある産業活動の展開 3 ふるさとの未来を支える人材の育成 4 快適でうるおいのある環境の創出 5 健やかで心のかよう地域社会の形成 6 計画の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住み良い村をつくるため 2 活力ある村をつくるため 3 文化の高い村をつくるため 4 美しい村をつくるため 5 人情豊かな村をつくるため 6 計画を推進するため

2 地域の現況

(1) 2市村の概況

新市は、北上盆地の北部に位置し、面積約 886 km²となり県土面積の約 6%を占める広大な面積を有し、北東北三県のほぼ中央に位置しています。

新市の地形は、東部に北上高地、西部に奥羽山脈が南北に縦走し、この山地間を南流する北上川は、東西の山地に水源を有する丹藤川、松川、雫石川などの支流を合わせて一大水系となり新市の中央部を貫流しています。一方、平地の大半は、北上川沿いに帯状に開けています。

また、新市は、東北新幹線、秋田新幹線や東北縦貫自動車道などの高速交通網により県内外の各方面と連絡しており、県都としてだけではなく、北東北においても、物流・交流の拠点として重要な位置にあります。

■2市村の面積

区 分	面 積 (km ²)	県土に占める割合 (%)
盛岡市	489.15	3.2
玉山村	397.32	2.6
2市村合計	886.47	5.8
岩手県(参考)	15,278.53	100.0

(注) 平成14年10月1日現在

資料：全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

新市を構成する2市村は、盛岡市が明治22年、玉山村が昭和29年にそれぞれ市村制を施行したのち、市村合併などの変遷を経て現在の2市町村の姿になっています。

盛岡市	明治22年	市制施行
	大正 2年	編入 厨川村の一部
	昭和 3年	編入 米内村
	昭和15年	編入 厨川村
	昭和16年	編入 本宮村・中野村・浅岸村
	昭和30年	編入 築川村・玉山村の一部・滝沢村の一部・太田村・雫石町の一部
	"	合体 飯岡村・見前村・乙部村が合併し、都南村が誕生
昭和36年	分離 玉山村の一部編入	
平成 4年	編入 都南村	
玉山村	昭和29年	合体 玉山村・蔵川村組合村・渋民村が合併し、玉山村が誕生
	昭和30年	分離 盛岡市に一部編入
	"	編入 巻堀村
	昭和36年	編入 盛岡市の一部

年度	人口	世帯数	出生数	死亡数	自然増減	備考
昭和29年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和30年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和31年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和32年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和33年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和34年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和35年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和36年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和37年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和38年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和39年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和40年	10,510	2,100	100	120	-20	

年度	人口	世帯数	出生数	死亡数	自然増減	備考
昭和41年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和42年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和43年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和44年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和45年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和46年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和47年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和48年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和49年	10,510	2,100	100	120	-20	
昭和50年	10,510	2,100	100	120	-20	

(2) 人口と世帯

① 人口・世帯数の推移

国勢調査により人口の推移をみると、平成7年と12年の比較では、盛岡市は増加率0.8%と横ばいの状態であり、玉山村は1.6%の減となっています。

新市全体では増加傾向で推移しており、平成7年から12年では0.7%増加しています。岩手県の総人口に対する割合も大きくなっており、平成12年では21.4%を占めています。

世帯数は、人口の増加に比較し大きな伸びを示しています。1世帯あたりの世帯員数は減少を続け、平成12年には2市村の合計で2.5人となりました。

■人口の推移

(単位：人、%)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増加率		
					平2/昭60	平7/平2	平12/平7
盛岡市	272,776	278,497	286,478	288,843	2.1	2.9	0.8
玉山村	14,536	14,135	14,245	14,014	△2.8	0.8	△1.6
計	287,312	292,632	300,723	302,857	1.9	2.8	0.7
盛岡広域市町村圏	450,664	462,321	478,066	490,736	2.6	3.4	2.7
広域圏に占める割合	63.8	63.3	62.9	61.7	—	—	—
岩手県	1,433,611	1,416,928	1,419,505	1,416,180	△1.2	0.2	△0.2
県に占める割合	20.0	20.7	21.2	21.4	—	—	—

資料：国勢調査（総務省）

※昭和60年から平成2年までの盛岡市の人口は、平成4年に合併した旧都南村の人口を含む。

■世帯数の推移（一般世帯）

(単位：人、%)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増加率		
					平2/昭60	平7/平2	平12/平7
盛岡市	94,093	100,247	109,024	115,059	6.5	8.8	5.5
(一世帯当り人員)	2.8	2.7	2.6	2.5	△4.1	△5.2	△4.6
玉山村	3,550	3,672	3,889	3,981	3.4	5.9	2.4
(一世帯当り人員)	4.0	3.8	3.5	3.4	△5.9	△5.4	△4.0
計	97,643	103,919	112,913	119,040	6.4	8.7	5.4
(一世帯当り人員)	2.9	2.7	2.6	2.5	△4.3	△5.2	△4.6

資料：国勢調査（総務省）

② 人口動態

新市の人口動態をみると、出生と死亡による増減を表す自然動態では、盛岡市は出生が死亡を上回り自然増となっていますが、玉山村は自然減になっています。新市全体では自然増ですが、平成12年を境に増加の割合が小さくなっています。

転入と転出による増減を表す社会動態では、盛岡市と玉山村は社会減となっています。新市の合計では、盛岡市の減少数が多いため、社会減となっています。

自然動態と社会動態に外国人登録の増減等を加えた人口の増減をみると、平成15年では盛岡市と玉山村を合わせて約400人の減となっています。

■人口動態

(単位：人)

区 分		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
盛 岡 市	自然動態	788	968	852	813	652
	出生	2,762	2,794	2,767	2,709	2,626
	死亡	1,974	1,826	1,915	1,896	1,974
	社会動態	△ 1,073	△ 1,222	△ 1,193	△ 1,066	△ 1,058
	転入	15,204	14,798	14,637	14,555	14,262
	転出	16,277	16,020	15,830	15,621	15,320
	増減総数	△ 229	△ 213	△ 189	△ 141	△ 370
玉 山 村	自然動態	△ 22	△ 4	△ 28	△ 21	△ 45
	出生	112	101	113	108	103
	死亡	134	105	141	129	148
	社会動態	△ 43	△ 63	△ 38	△ 59	16
	転入	456	429	469	440	427
	転出	499	492	507	499	411
	増減総数	△ 63	△ 58	△ 59	△ 68	△ 26
合 計	自然動態	766	964	824	792	607
	出生	2,874	2,895	2,880	2,817	2,729
	死亡	2,108	1,931	2,056	2,025	2,122
	社会動態	△ 1,116	△ 1,285	△ 1,231	△ 1,125	△ 1,042
	転入	15,660	15,227	15,106	14,995	14,689
	転出	16,776	16,512	16,337	16,120	15,731
	増減総数	△ 292	△ 271	△ 248	△ 209	△ 396

資料：岩手県人口移動報告年報

※前年10月～表示年9月の数値、増減総数には外国人登録の増減及び帰化を含む

③ 年齢別人口の推移

年齢別人口をみると、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向が続いており、高齢化が一層進行してきています。新市の高齢化率は、平成12年で16.0%であり、岩手県の21.5%、全国平均の17.3%より低くなっています。

市町村別の高齢化率をみると、盛岡市は15.6%ですが、玉山村は23.4%と岩手県及び全国平均を超えています。

■ 年齢3区分人口

(単位：人、%)

区 分	0~14歳	15~64歳	65歳以上	割 合		
				0~14歳	15~64歳	65歳以上
昭和60年	63,222	199,774	24,016	22.0	69.6	8.4
平成2年	56,718	204,943	30,826	19.4	70.1	10.5
7	52,092	209,262	39,341	17.3	69.6	13.1
12	46,159	208,171	48,469	15.2	68.8	16.0

平成12年市町村別年齢3区分人口

区 分	0~14歳	15~64歳	65歳以上	割 合		
				0~14歳	15~64歳	65歳以上
盛岡市	44,134	199,462	45,189	15.3	69.1	15.6
玉山村	2,025	8,709	3,280	14.4	62.1	23.4

資料：国勢調査（総務省）

④ 人口集中地区

人口集中地区は盛岡市にのみ設定されています。平成12年の国勢調査では面積36.62km²、人口230,793人であり、新市の総面積に占める割合は4.4%、総人口に対しては76.2%となっています。

■人口集中地区

(単位：人、km²、%)

区 分	人口集中 地区人口	人口集中 地区面積	人 口 集 中 地 区 人 口 密 度	市 村 総 人 口	市 村 総 面 積	人口密度	人口集中地区 が占める割合	
							人口	面積
昭和60年	214,098	36.1	5,930.7	287,312	887.64	323.7	74.5	4.1
平成 2年	221,725	38.8	5,714.6	292,632	886.41	330.1	75.8	4.4
7	228,300	38.6	5,914.5	300,723	886.47	339.2	75.9	4.4
12	230,793	38.62	5,976.0	302,857	886.47	341.6	76.2	4.4

資料：国勢調査（総務省）

⑤ 昼夜間人口

平成 12 年の昼間人口を夜間人口（常住人口）と比較した昼夜間人口比率をみると、盛岡市は 107.1 で流入人口が多くなっていますが、玉山村は 93.2 で流出超過となっています。

■昼夜間人口比率

(単位：人、%)

区 分	平成 7 年			平成 12 年		
	昼間人口	夜間人口	昼 夜 間 人 口 比 率	昼間人口	夜間人口	昼 夜 間 人 口 比 率
盛 岡 市	304,744	286,450	106.4	309,423	288,785	107.1
玉 山 村	13,165	14,245	92.4	13,065	14,014	93.2

資料：国勢調査（総務省）

※年齢不詳を含まない

⑥ 人口移動

平成7年と12年の間の2市村間の人口移動を国勢調査で見ると、盛岡市は124人の増、玉山村は124人の減となっています。

■ 2市村間の人口移動（平成7年→平成12年）

（単位：人）

区 分	移 動 先		
	盛 岡 市	玉 山 村	計
盛 岡 市		328	328
玉 山 村	452		452

（増減数）

区 分	移 動 先		
	盛 岡 市	玉 山 村	計
盛 岡 市		124	124
玉 山 村	△ 124		△ 124

資料：国勢調査（総務省）

(3) 地域産業の状況

① 産業別就業人口の推移

産業別就業人口をみると、第一次産業の比率が低下し、第三次産業の比率が拡大してきています。盛岡市では、平成12年に第三次産業が約80%を占めるようになっていきます。

■産業大分類別就業人口の推移

(単位：人)

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
盛岡市	就業者数	総 数	128,622	135,928	145,310	144,830
		第1次産業	7,155	6,349	5,625	4,908
		第2次産業	21,009	22,850	23,886	23,908
	構成比	第3次産業	100,422	106,577	115,589	115,788
		第1次産業	5.6	4.7	3.9	3.4
		第2次産業	16.3	16.8	16.4	16.5
玉山村	就業者数	第3次産業	78.1	78.4	79.5	79.9
		総 数	7,691	7,804	7,755	7,592
		第1次産業	3,021	2,586	2,003	1,804
	構成比	第2次産業	1,908	2,265	2,419	2,362
		第3次産業	2,761	2,952	3,327	3,425
		第1次産業	39.3	33.1	25.8	23.8
合 計	就業者数	第2次産業	24.8	29.0	31.2	31.1
		第3次産業	35.9	37.8	42.9	45.1
		総 数	136,313	143,732	153,065	152,422
	構成比	第1次産業	10,176	8,935	7,628	6,712
		第2次産業	22,917	25,115	26,305	26,270
		第3次産業	103,183	109,529	118,916	119,213
構成比	第1次産業	7.5	6.2	5.0	4.4	
	第2次産業	16.8	17.5	17.2	17.2	
	第3次産業	75.7	76.2	77.7	78.2	

資料：国勢調査（総務省）

※総数には分類不能の産業が含まれるので、構成比が100%とならない場合がある。

② 事業所

新市の事業所数は、平成13年に16,645事業所となっておりますが、ほぼ横ばいで推移していたものが減少に転じています。市町村別にみると、盛岡市と玉山村は横ばいかやや減少しています。

従業員数は増加傾向で推移していましたが、両市村とも平成13年には減少に転じています。

■事業所数及び従業員数の推移

(単位：事業所、人)

区 分	事業所			従業員		
	平成3年	平成8年	平成13年	平成3年	平成8年	平成13年
盛岡市	16,863	16,803	16,114	147,608	161,910	155,020
玉山村	532	533	531	5,478	5,810	5,750
合 計	17,395	17,336	16,645	153,086	167,720	160,770

資料：事業所・企業統計調査（総務省）

③ 農林業

新市の農家数は、平成2年の6,278戸から平成12年には5,506戸となり、約800戸減少しています。市町村別でも、それぞれ減少傾向にあります。専業兼業別にみると、専業農家に加え第一種兼業農家の減少率も大きくなってきています。

農業産出額も減少傾向で推移しており、平成14年の1,867千万円は、平成2年に比較して309千万円の減になっています。市町村別では、盛岡市は減少傾向にあります。玉山村は増加に転じています。

産出額を品目別にみると、盛岡市は米のほか野菜や果実など都市近郊型の作物が中心ですが、玉山村では米とともに畜

産の割合が大きく総産出額の 78.2%を占めており、畜産の伸びが産出額増加の大きな要因となっています。

■農家数

(単位：戸)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年
盛岡市	農家数	4,579	4,327	3,975
	専業農家	479	451	(367)
	第一種兼業農家	735	591	(471)
	第二種兼業農家	3,365	3,285	(2,290)
玉山村	農家数	1,699	1,618	1,531
	専業農家	176	161	(158)
	第一種兼業農家	460	318	(281)
	第二種兼業農家	1,063	1,139	(929)
合 計	農家数	6,278	5,945	5,506
	専業農家	655	612	(525)
	第一種兼業農家	1,195	909	(752)
	第二種兼業農家	4,428	4,424	(3,219)

資料：農業センサス（農林水産省）

※平成12年の専業農家数、第一種兼業農家数、第二種兼業農家数は、総農家のうちの販売農家数

販売農家とは、経営耕地30a以上または年間農産物販売金額50万円以上の農家

■農業産出額

(単位：千万円)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年					
				計	米	野菜	果実	畜産	その他
盛 岡 市	1,187	1,151	988	842	279	222	191	103	47
玉 山 村	989	932	989	1,025	177	21	2	802	23
合 計	2,176	2,083	1,977	1,867	456	243	193	905	70

資料：生産農業所得統計（農林水産省）

林業をみると、新市の林野面積は 64,880ha で、総面積の 73.2% を占めており、林家数は 3,040 戸、林野面積のうち約 4 割が保有山林となっています。林業従事者の減少と高齢化、長期木材価格低迷による森林経営意欲の減退等により、森林の管理育成の停滞が懸念されていますが、地場木材の活用やしいたけなど特用林産物の生産拡大など林業活性化への取り組みがなされているほか、水源涵養や環境保全など森林のもつ公益的機能の面からの取り組みが期待されています。

■林業（平成12年）

（単位：ha、%、戸）

区分	総土地面積	林野面積	林野率	林家数	保有山林面積	林産物販売（保有山林3ha以上の林家）		
						計	販売あり	販売なし
盛岡市	48,915	33,821	69.1	2,118	19,147	1,091	19	1,072
玉山村	39,732	31,059	78.2	922	7,297	491	16	475
合計	88,647	64,880	73.2	3,040	26,444	1,582	35	1,547

資料：農林業センサス（農林水産省）

※保有山林は、林家世帯が単独で経営することができる山林。

④ 工業

工業は、飲食料品や印刷業、金属などの事業所が集積していますが、事業所数、従業員数とも減少傾向にあり、玉山村の大規模事業所が閉鎖されたことから、平成 14 年の工業統計調査では、事業所 255、従業員 7,283 人、製造品出荷額等は 248,488 百万円となり、過去の調査と比較して大幅な落ち込みがみられます。

玉山村の工業団地等へ企業誘致が図られてきましたが、国内の製造業拠点が海外に移転することに伴い誘致企業の撤退もみられることから、安価な用地や労働力による企業誘致戦略が限界にきていると考えられています。このため、産業支援センター等による起業家の支援や産学官の連携による新分野の開拓などの取り組みがなされています。

■工業の状況

(単位：事業所、人、百万円)

区 分		平成2年	平成5年	平成8年	平成11年	平成14年
盛岡市	事業所数	346	319	285	272	217
	従業員数	8,786	8,357	7,536	7,389	5,949
	製造品出荷額等	235,944	248,633	248,894	237,910	225,574
玉山村	事業所数	35	40	42	43	38
	従業員数	2,240	2,234	2,195	2,149	1,334
	製造品出荷額等	61,942	57,955	63,916	50,439	22,914
合 計	事業所数	381	359	327	315	255
	従業員数	11,026	10,591	9,731	9,538	7,283
	製造品出荷額等	297,886	306,588	312,810	288,349	248,488

資料：工業統計調査（経済産業省）

※従業員4人以上の事業所の数値

⑤ 商業

卸売業は、高速交通の結節点に位置し流通団地が整備されているなど、集散機能に優位性をもつ盛岡市に集積しています。平成14年の商業統計調査をみると、新市の卸売業は、商店数1,219店、従業員数11,826人、卸売販売額1,022,652百万円となっており、岩手県全体では、商店数の約4割、従業員数で約5割、商品販売額は約6割に相当しますが、景気の低迷や流通構造の変化などから、商店数、従業員数、商品販売額とも減少傾向にあります。

小売業は、平成14年調査で商店数3,138店、従業員数21,119人、商品販売額397,156百万円となっており、商品販売額は岩手県の約3割を占めます。景気の低迷や郊外への大型小売店出店等により商店数は減少してきていますが、中心部の商店街では、アーケード改修や駐車場の整備など中心市街地の活性化への取り組みがなされています。

■商業の状況

(単位：事業所、人、百万円)

区 分		平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	
盛岡市	卸売	商店数	1,440	1,450	1,269	1,416	1,211
		従業員数	13,589	14,425	12,545	13,925	11,775
		商品販売額	1,219,859	1,303,200	1,166,228	1,188,041	1,020,819
	小売	商店数	3,660	3,472	3,230	3,242	3,020
		従業員数	19,158	20,831	20,072	21,992	20,636
		商品販売額	363,247	401,115	411,649	415,158	389,949
	計	商店数	5,100	4,922	4,499	4,658	4,231
		従業員数	32,747	35,256	32,617	35,917	32,411
		商品販売額	1,583,106	1,704,315	1,577,877	1,603,199	1,410,768
玉山村	卸売	商店数	14	11	10	14	8
		従業員数	37	60	35	78	51
		商品販売額	839	3,798	2,926	4,514	1,833
	小売	商店数	153	141	133	135	118
		従業員数	520	523	511	544	483
		商品販売額	8,059	9,048	9,509	8,481	7,207
	計	商店数	167	152	143	149	126
		従業員数	557	583	546	622	534
		商品販売額	8,898	12,846	12,435	12,995	9,040
合 計	卸売	商店数	1,454	1,461	1,279	1,430	1,219
		従業員数	13,626	14,485	12,580	14,003	11,826
		商品販売額	1,220,698	1,306,998	1,169,154	1,192,555	1,022,652
	小売	商店数	3,813	3,613	3,363	3,377	3,138
		従業員数	19,678	21,354	20,583	22,536	21,119
		商品販売額	371,306	410,163	421,158	423,639	397,156
	計	商店数	5,267	5,074	4,642	4,807	4,357
		従業員数	33,304	35,839	33,163	36,539	32,945
		商品販売額	1,592,004	1,717,161	1,590,312	1,616,194	1,419,808

資料：商業統計調査（経済産業省）

⑥ 観光

新市は、自然系や歴史人文系の観光資源に加え、博物館や美術館などの施設も集積した観光地を形成していますが、景気低迷や海外旅行との競合により国内観光全体が低迷しているため、観光客の入込数は減少傾向で推移しています。このような中、広域圏内市町村が連携して観光客誘致のPRに取り組んでいるとともに、体験型観光コースの整備や中心市街地における歩いて楽しめる観光地づくりなどが進められています。

平成13年の観光客入込状況をみると、総入込数4,126,654人のうち、県内からの観光客が2,306,351人、県外からは1,820,303人で6対4の割合となっています。日帰りと宿泊の別では、日帰り客が3,101,672人、宿泊客は1,024,982人であり、全体の33.0%が宿泊客となっています。

■観光客入込数

(単位：人)

区 分		平成4年	平成7年	平成10年	平成13年
盛岡市	観光客入込数	3,986,538	3,936,457	3,715,282	3,749,134
	うち県内	2,208,703	2,159,151	2,023,389	2,038,232
	県外	1,777,835	1,777,306	1,691,893	1,710,902
	うち日帰	2,908,781	2,848,303	2,688,986	2,734,013
	宿泊	1,077,757	1,088,154	1,026,296	1,015,121
玉山村	観光客入込数	454,610	422,560	462,830	377,520
	うち県内	228,245	231,250	256,950	268,119
	県外	226,365	191,310	205,880	109,401
	うち日帰	447,370	416,230	454,570	367,659
	宿泊	7,240	6,330	8,260	9,861
合 計	観光客入込数	4,441,148	4,359,017	4,178,112	4,126,654
	うち県内	2,436,948	2,390,401	2,280,339	2,306,351
	県外	2,004,200	1,968,616	1,897,773	1,820,303
	うち日帰	3,356,151	3,264,533	3,143,556	3,101,672
	宿泊	1,084,997	1,094,484	1,034,556	1,024,982

資料：観光統計概要（岩手県）

(4) 日常生活圏広域化の状況

① 通勤・通学

平成 12 年国勢調査で 2 市村間の通勤・通学の状況をみると、通勤では玉山村の 21.2%が盛岡市に通勤しており、盛岡市を中心とした通勤圏が形成されています。

15 歳以上の通学者をみると、盛岡市に高等学校が集中していることから、玉山村では 55.9%が盛岡市に通学しています。

■通勤の状況（平成12年）

(単位：人、%)

区分	総数	通勤先		総数に対する割合	
		盛岡市	玉山村	盛岡市	玉山村
盛岡市	144,830	126,626	972	87.4	0.7
玉山村	7,592	1,606	4,474	21.2	58.9

資料：国勢調査（総務省）

■通学の状況（平成12年）

(単位：人、%)

区分	総数	通学先		総数に対する割合	
		盛岡市	玉山村	盛岡市	玉山村
盛岡市	21,985	19,292	2	87.8	0.0
玉山村	798	446	107	55.9	13.4

資料：国勢調査（総務省）

※15歳以上通学者

② 購買動向

平成 15 年広域消費購買動向調査による 2 市村の購買動向をみると、玉山村は盛岡市での購買率が一番高く 37.5%、地元が 31.7%となっています。平成 10 年の前回調査と比較すると盛岡市での購買率とともに、地元の比率も下がり滝沢村や西根町に流出しています。盛岡市は 96.4%が地元での購買となっています。

■2市村間の購買動向（平成15年）

（単位：％）

区 分	買物する市町村	
	盛岡市	玉山村
盛岡市	96.4 (97.4)	—
玉山村	37.5 (51.6)	31.7 (35.1)

資料：岩手県広域消費購買動向調査

※（ ）内は、前回調査（平成10年）の数値

③ 医療

医療受診の状況をみると、平成9年度に岩手県が実施した患者実態調査によると、玉山村は42.0%の412人が盛岡市で受診しています。

■医療受診の状況（平成9年度）

（単位：％、人）

区 分	割 合	人 数
玉山村から盛岡市へ	42.0	412

資料：患者実態調査（岩手県）

(5) 公共施設の状況

道路や上下水道等の居住・生活関連施設の状況等は、次のとおりです。

■居住・生活関連施設等

項目	し尿処理人口	ごみ処理人口	ごみ年間総収集量	上水道給水人口
(単位)	人	人	t	人
盛岡市	31,736	282,957	127,033	279,007
玉山村	9,766	14,265	2,829	9,366
2市村計	41,502	297,222	129,862	288,373
項目	道路実延長 (国・県道)	道路実延長 (市町村道)	舗装道路実延長 (国・県道)	都市公園数
(単位)	km	km	km	施設
盛岡市	204	1,646	174	334
玉山村	71	301	65	0
2市村計	275	1,947	239	334

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

■居住・生活関連施設等（条件当たり）

項目 (条件)	し尿処理人口比率	1日当たり ごみ排出量 (ごみ処理人口1人当たり)	上水道普及率	下水道普及率
(単位)	%	g	%	%
盛岡市	11.2	1,230	98.6	83.5
玉山村	68.5	543	65.7	10.7
2市村計	-	1,197	-	-
岩手県	53.7	913	89.4	38.1
項目 (条件)	道路実延長 (国・県道) (総面積1k m ² 当たり)	道路実延長 (市町村道) (総面積1k m ² 当たり)	道路舗装率 (国・県道)	都市公園数 (可住地面積 100k m ² 当たり)
(単位)	km	km	%	施設
盛岡市	0.42	3.37	85.34	221.3
玉山村	0.18	0.76	91.40	0.0
2市村計	0.31	2.20	-	140.5
岩手県	0.31	1.81	87.67	24.2

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

老人ホームや保育所等の福祉・社会保障施設の状況等は、次のとおりです。

■福祉・社会保障施設等

項目	老人ホーム数	保育所数	保育所 在所児数	生活保護被 保護世帯数
(単位)	施設	施設	人	世帯
盛岡市	11	41	3,946	1,289
玉山村	2	5	332	41
2市村計	13	46	4,278	1,330

項目	国民健康保 険被保険者 数	老人保健医 療給付対象 者数	身体障害者 手帳交付台 帳登録数
(単位)	人	人	人
盛岡市	77,788	24,514	8,003
玉山村	4,883	1,484	566
2市村計	82,671	25,998	8,569

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

■福祉・社会保障施設等（条件当たり）

項目 (条件)	老人ホーム数	保育所数	保育所数	保育所 在所児数
(単位)	(65歳以上人 口1万人当 たり) 施設	(人口10万人 当たり) 施設	(可住地面積 100k㎡当 たり) 施設	(1保育所当 たり) 人
盛岡市	2.3	14.2	27.2	96.2
玉山村	5.8	36.0	5.8	66.4
2市村計	2.5	15.2	19.4	93.0
岩手県	3.4	23.9	9.1	70.9

項目 (条件)	生活保護被 保護世帯数	国民健康保 険被保険者 数	老人保健医 療給付対象 者数	身体障害者 手帳交付台 帳登録数
(単位)	(千世帯当 たり) 世帯	(人口千人当 たり) 人	(65歳以上人 口千人当 たり) 人	(人口千人当 たり) 件
盛岡市	11.2	269.6	506.5	27.7
玉山村	9.8	351.6	431.8	40.8
2市村計	11.2	1,594.8	501.5	28.3
岩手県	11.5	366.6	484.1	38.1

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

病院や診療所等の医療施設の状況等は、次のとおりです。

■医療施設

項目 (単位)	病院数 施設	病院 病床数 床	一般診療所 数 施設	一般診療所 病床数 床
盛岡市	30	6,946	260	1,076
玉山村	3	350	5	19
2市村計	33	7,296	265	1,095
項目 (単位)	医師数 人	歯科診療所 数 施設	歯科医師数 人	薬剤師数 人
盛岡市	1,067	173	472	667
玉山村	13	5	7	11
2市村計	1,080	178	479	678

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

■医療施設（条件当たり）

項目 (条件) (単位)	病院数 (人口10万人 当たり) 施設	病院 病床数 (人口1万人 当たり) 床	一般診療所 数 (人口10万人 当たり) 施設	一般診療所 病床数 (人口1万人 当たり) 床
盛岡市	10.4	240.8	90.1	37.3
玉山村	21.6	252.0	36.0	13.7
2市村計	10.9	241.3	87.6	36.2
岩手県	7.7	149.4	62.9	31.6
項目 (条件) (単位)	医師数 (人口10万人 当たり) 人	歯科診療所 数 (人口1万人 当たり) 施設	歯科医師数 (人口10万人 当たり) 人	薬剤師数 (人口10万人 当たり) 人
盛岡市	369.8	6.0	163.6	231.2
玉山村	93.6	3.6	50.4	79.2
2市村計	357.1	5.9	158.4	224.2
岩手県	169.7	4.0	68.3	119.3

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

小学校等の学校教育施設の状況等は、次のとおりです。

■学校教育施設等

項目	幼稚園数	幼稚園在園者数	小学校数	小学校児童数
(単位)	施設	人	施設	人
盛岡市	33	4,496	40	17,218
玉山村	1	55	10	799
2市村計	34	4,551	50	18,017
項目	中学校数	中学校生徒数	高等学校数	高等学校生徒数
(単位)	施設	人	施設	人
盛岡市	23	9,465	17	14,049
玉山村	4	472	0	0
2市村計	27	9,937	17	14,049

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

■学校教育施設等（条件当たり）

項目 (条件)	幼稚園数 (人口10万人 当たり)	幼稚園数 (可住地面積 100k㎡当 たり)	小学校数 (児童千人当 たり)	小学校数 (可住地面積 100k㎡当 たり)
(単位)	施設	施設	施設	施設
盛岡市	11.44	21.86	2.32	26.50
玉山村	7.20	1.15	12.52	11.53
2市村計	11.24	14.31	2.78	21.04
岩手県	11.51	4.37	5.59	12.70
項目 (条件)	中学校数 (生徒千人当 たり)	中学校数 (可住地面積 100k㎡当 たり)	高等学校数 (生徒千人当 たり)	高等学校数 (可住地面積 100k㎡当 たり)
(単位)	施設	施設	施設	施設
盛岡市	2.43	15.24	1.21	11.26
玉山村	8.47	4.61	0.00	0.00
2市村計	2.72	11.36	1.21	7.15
岩手県	4.62	5.74	1.90	2.67

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

公民館や図書館等の社会教育施設の状況等は、次のとおりです。

■社会教育施設等

項目	公民館数	図書館数	公民館図書室等
(単位)	施設	施設	施設
盛岡市	9	2	0
玉山村	5	1	0
2市村計	14	3	0
項目	図書館蔵書冊数	図書館貸出冊数	公立社会体育施設数
(単位)	冊	冊	施設
盛岡市	921,760	1,035,968	94
玉山村	53,810	49,284	21
2市村計	975,570	1,085,252	115

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

■社会教育施設等（条件当たり）

項目 (条件)	公民館数 (人口1万人 当たり)	図書館・公 民館図書室 数 (人口1万人 当たり)	図書館蔵書 冊数 (人口1人当 たり)
(単位)	施設	施設	冊
盛岡市	0.31	0.07	3.19
玉山村	3.60	0.72	3.87
2市村計	0.46	0.10	3.23
岩手県	3.10	0.45	2.91
項目 (条件)	図書館貸出 冊数 (人口1人当 たり)	公立社会体 育施設数 (人口1万人 当たり)	公立社会体 育施設数 (可住地面積 10km ² 当 たり)
(単位)	冊	施設	施設
盛岡市	3.59	3.26	6.23
玉山村	3.55	15.12	2.42
2市村計	3.59	3.80	4.84
岩手県	3.36	9.54	3.62

資料：平成15年度岩手県地域統計指標（岩手県）

(6) 行財政の状況

① 行政体制の状況

ア 特別職及び議員数

特別職は2市村合計で9人、議員数は2市村合計で58人となっています。

また、人口千人あたりの議員数をみると、玉山村が1.43人、盛岡市が0.13人となっています。

■特別職及び議員数

(単位:人)

区分	特別職	議員	人口千人あたり議員数 (平成16.3.31住基人口)
盛岡市	5	38	0.13
玉山村	4	20	1.43
計	9	58	0.20

イ 職員数 (平成16年4月1日現在)

合計職員数は、盛岡市2,388人、玉山村146人の合計で2,534人となっています。

また、人口千人あたりの一般行政職員数をみると、盛岡市が4.93人、玉山村が6.71人となっています。

■職員数

(単位:人)

区分	一般行政職員数	人口千人あたり職員数 (平成16.3.31住基人口)	合計職員数	人口千人あたり職員数 (平成16.3.31住基人口)
盛岡市	1,388	4.93	2,388	8.48
玉山村	94	6.71	146	10.42
計	1,482	5.01	2,534	8.57

※合計職員数は一般行政、特別行政、公営企業職員の計 (平成16年定員管理調査)

■部門別職員数

(単位:人)

区分	一般行政									特別行政		公営企業				合計
	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	教育	その他	病院	水道	下水道	その他	
盛岡市	14	318	107	333	249	13	53	25	276	438	-	221	178	92	71	2,388
玉山村	3	33	15	7	8	-	14	2	12	35	-	-	5	5	7	146

資料:平成16年定員管理調査

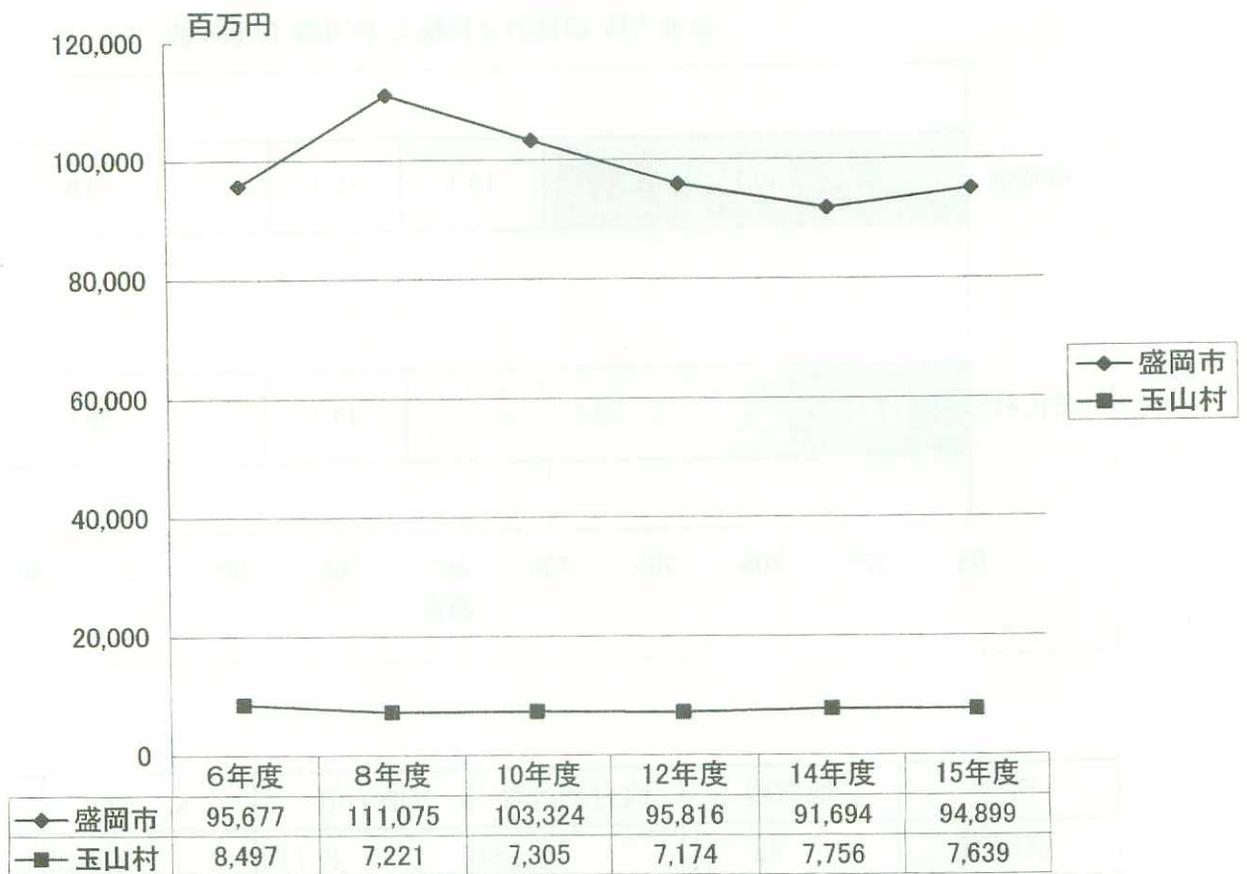
② 財政状況

ア 歳入の状況

■歳入総額の推移

2市村の歳入（普通会計）総額の推移をみると、長引く景気の低迷等により、各市町村とも地方税、地方交付税を中心に歳入の伸びを見込めない状況にあります。

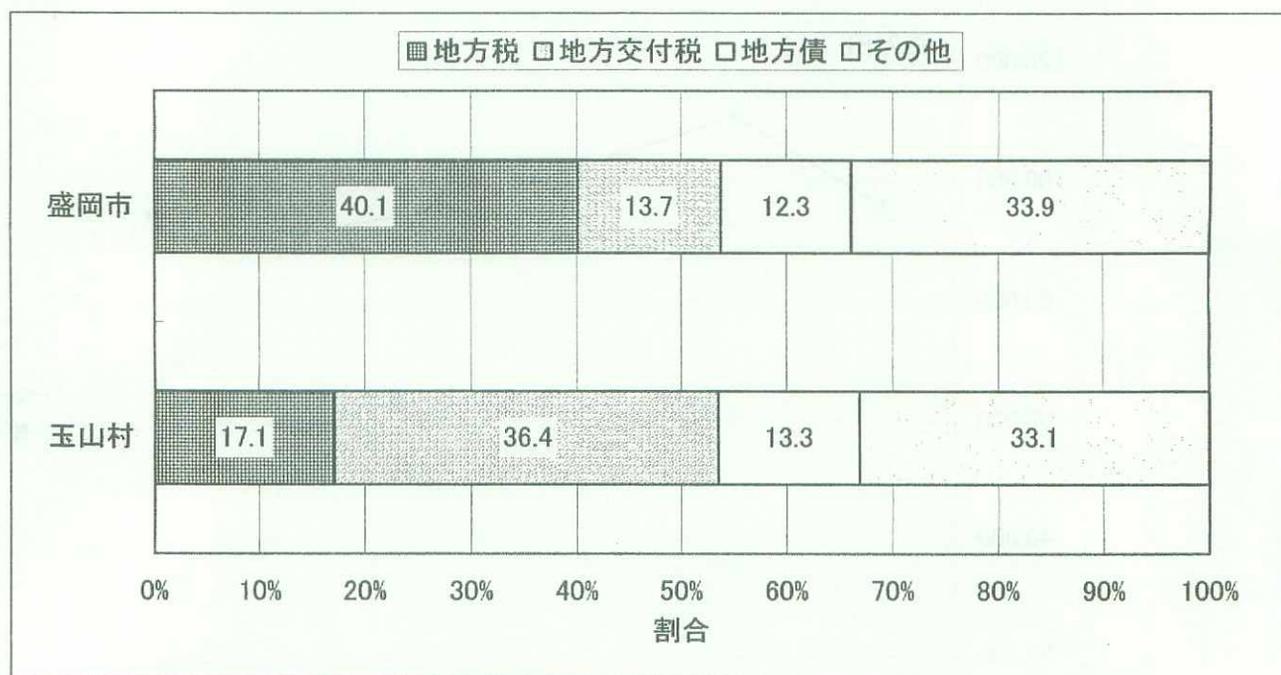
盛岡市では平成8年度をピークに減少に転じています。また、玉山村はおおむね横ばいで推移しています。



資料：地方財政状況調査

■歳入の主な内訳（平成 15 年度決算額）

2市村の平成 15 年度決算の状況（普通会計）をもとに、歳入の主な項目をみると、歳入で地方税収入の占める割合は盛岡市が 40.1%と高く、国からの地方交付税の占める割合が 13.7%と低くなっています。玉山村は地方税（17.1%）より地方交付税（36.4%）の割合が高くなっています。



（単位：百万円）

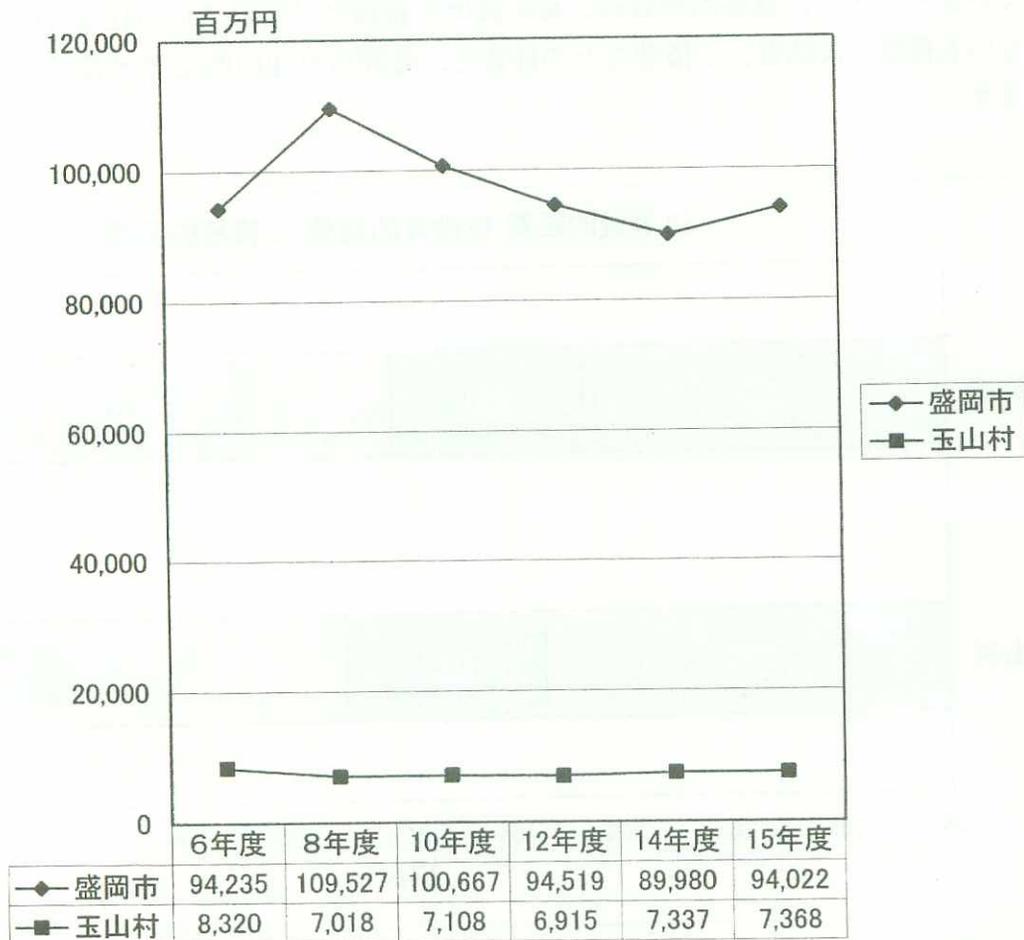
区分	地方税	地方交付税	地方債	その他	合計
盛岡市	38,771	14,534	8,779	29,610	91,694
玉山村	1,312	2,999	1,098	2,347	7,756

資料：地方財政状況調査

イ 歳出の状況

■歳出総額の推移

2市村の歳出総額（普通会計）をみると、盛岡市は平成8年度をピークに減少傾向を示しています。玉山村はおおむね横ばいで推移しています。

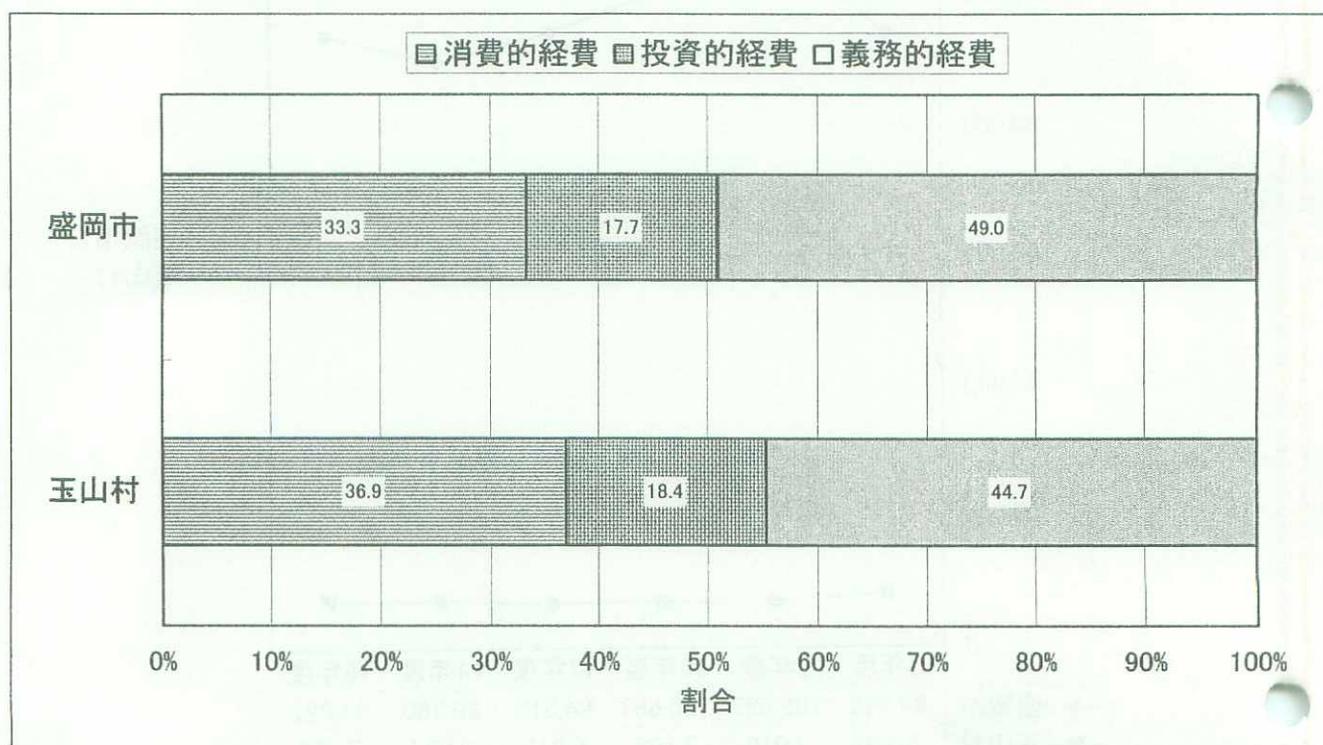


資料：地方財政状況調査

■歳出（性質別）

消費的経費は、支出効果が短時間で終了するもので、物件費や維持補修費といったものをいいます。これに対して投資的経費（普通建設事業費）は、支出効果が長時間にわたって持続するもので、道路などの公共施設の設置や河川改修といった資本形成に使われるものをいいます。

消費的経費、投資的経費の割合は、玉山村の方が全体の55.3%でやや高くなっています。また、義務的経費は、毎年歳出が義務付けられている任意に削減できない人件費、扶助費、公債費などの経費で、盛岡市が49.0%とやや高くなっています。



(単位：百万円)

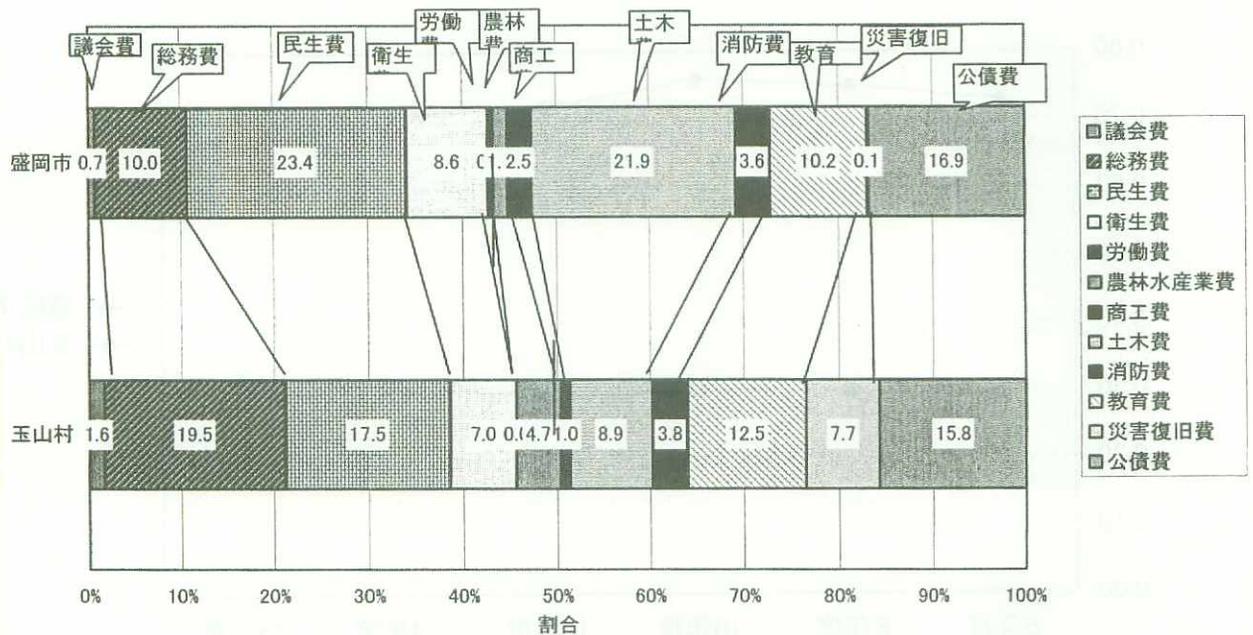
区分	消費的経費	投資的経費	義務的経費	合計
盛岡市	31,305	16,613	46,104	94,022
玉山村	2,718	1,356	3,294	7,368

資料：地方財政状況調査

■歳出（目的別）

平成 15 年度普通会計決算見込額を目的別の割合で見ると、盛岡市は民生費（23.4%）、土木費（21.9%）、公債費（16.9%）の順に高くなっています。

また、玉山村は、総務費（19.5%）、民生費（17.5%）、公債費（15.8%）の順になっています。



[用語解説]

議会費・・・市町村議会の運営に要する経費

総務費・・・市町村所有の土地・建物の維持管理、国際交流、交通政策などに要する経費

民生費・・・児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などに要する経費

衛生費・・・保健衛生や環境対策、ごみ処理などに要する経費

労働費・・・雇用対策など勤労者を支援するための経費

農林水産業費・・・農業や林業振興などに要する経費

商工費・・・商工業や観光の振興などに要する経費

土木費・・・道路建設・改修、公園整備、区画整理などに要する経費

消防費・・・消防や災害対策のための経費

教育費・・・義務教育、公民館、文化会館、生涯学習推進などに要する経費

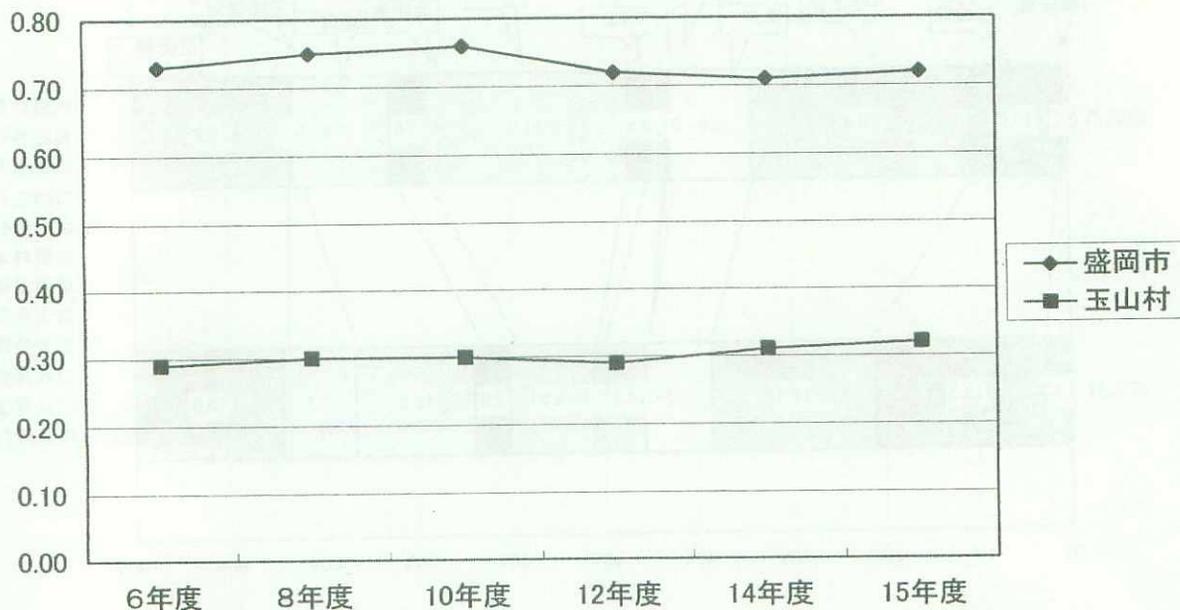
災害復旧費・・・災害復旧に要する経費

公債費・・・市町村が借り入れた地方債を償還（返済）するための経費

③財政指標

■財政力指数の推移

自治体の財政力を判断する指標である財政力指数は、長引く景気の低迷による住民税及び固定資産税などの地方税収入の落ち込みなどにより、盛岡市では平成10年度より微減傾向にあり、平成15年度では0.72となっています。また、玉山村では平成15年度で0.32とほぼ横ばいで推移しています。

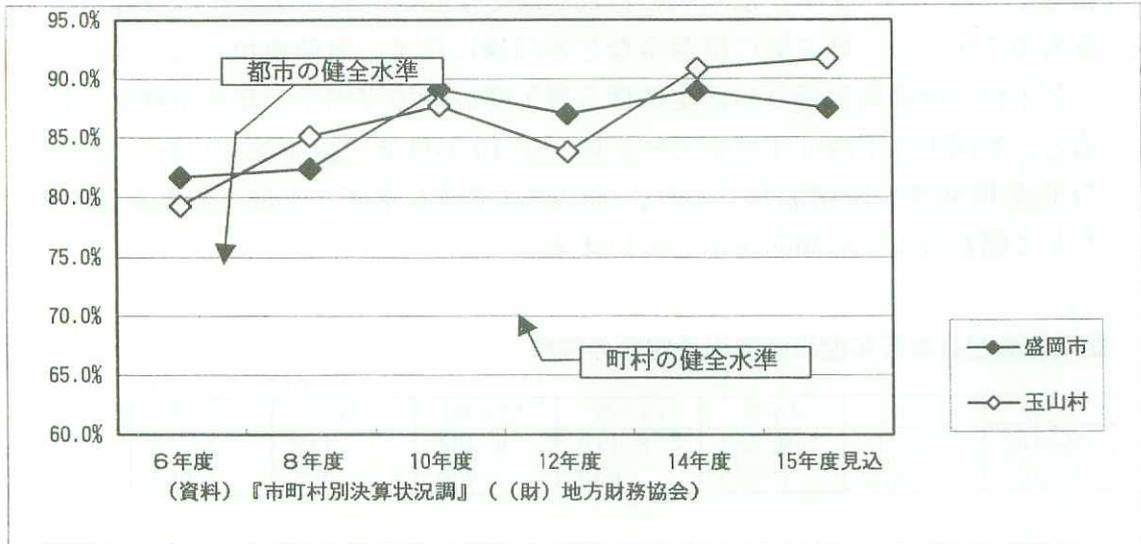


資料：市町村別決算状況調（(財)地方財務協会）

※財政力指数は高いほど財政力が高いと見られ、「1」を超えると普通交付税が不交付となります。

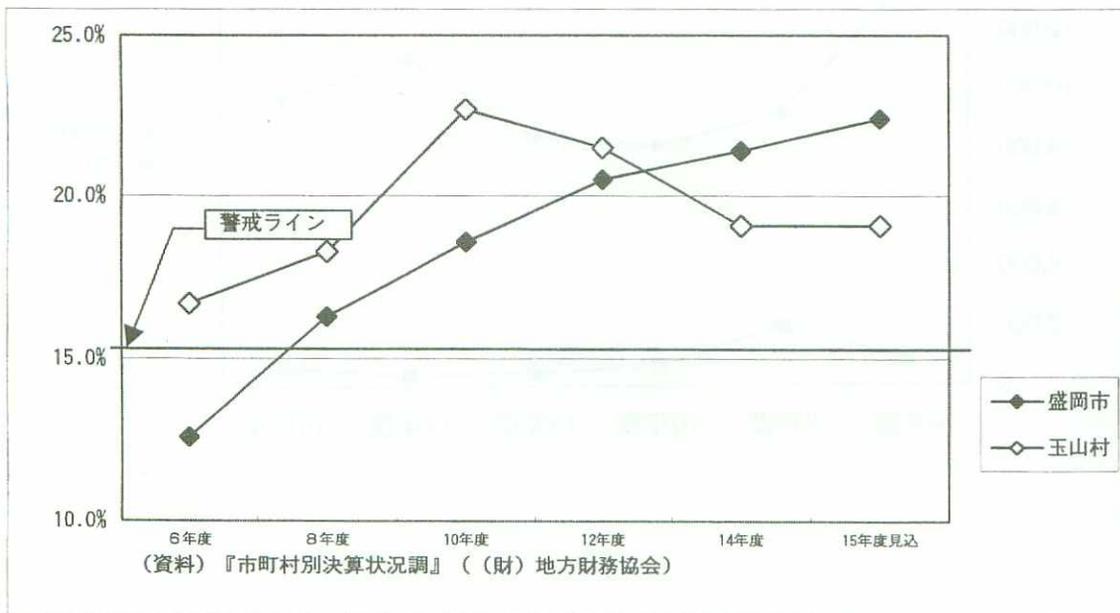
■経常収支比率の推移

両市村の財政状況は、景気低迷に伴う税収の落ち込みなどから悪化傾向にあり、市町村の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、バブル崩壊後の平成6年度から平成10年度にかけて上昇しており、市町村のそれぞれの健全水準（一般的には都市にあっては75%、町村にあっては70%程度）を上まわる状況にあります。



■公債費負担比率の推移

また、公債費の償還に充てられた一般財源の割合を示す公債費負担比率では、2市村とも平成15年度決算において健全水準とされる15%を超える状況となっており、財政構造は弾力性を失いつつあります。



ウ 将来にわたる財政負担

■債務負担行為翌年度以降支出予定額の推移

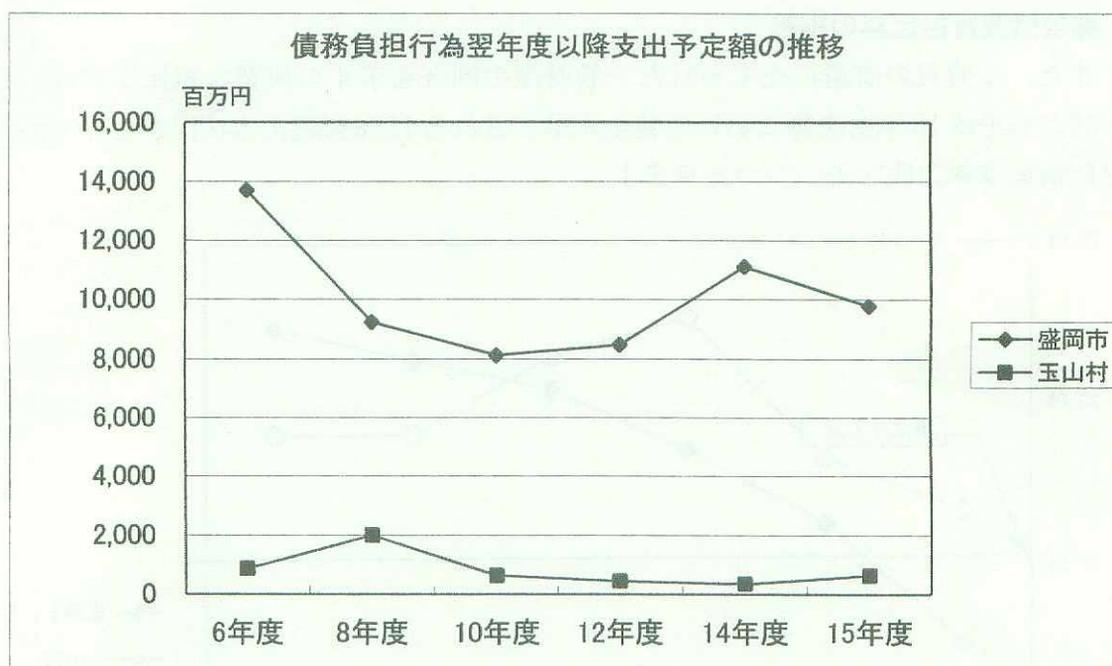
債務負担行為は、地方公共団体の予算の一部を構成するものであり、大規模な建物や構築物の建設事業など2～3年で終了する事業や制度資金の利子補給などに用いられます。債務負担行為を設定することは、義務的な支出を伴うものですから、地方債の償還金などと同様に将来の財政負担となります。

2市村の債務負担行為の設定に伴う翌年度以降の支出予定額の推移を比較すると、盛岡市は平成6年度をピークに平成10年度まで減少傾向にあったものの平成12年度以降増加しており、玉山村は平成6年度と平成8年度をピークとして概ね減少する傾向を示しています。

■債務負担行為翌年度以降支出予定額の推移

(単位：百万円)

区分	6年度	8年度	10年度	12年度	14年度	15年度
盛岡市	13,707	9,232	8,113	8,464	11,112	9,775
玉山村	879	1,999	649	460	366	654



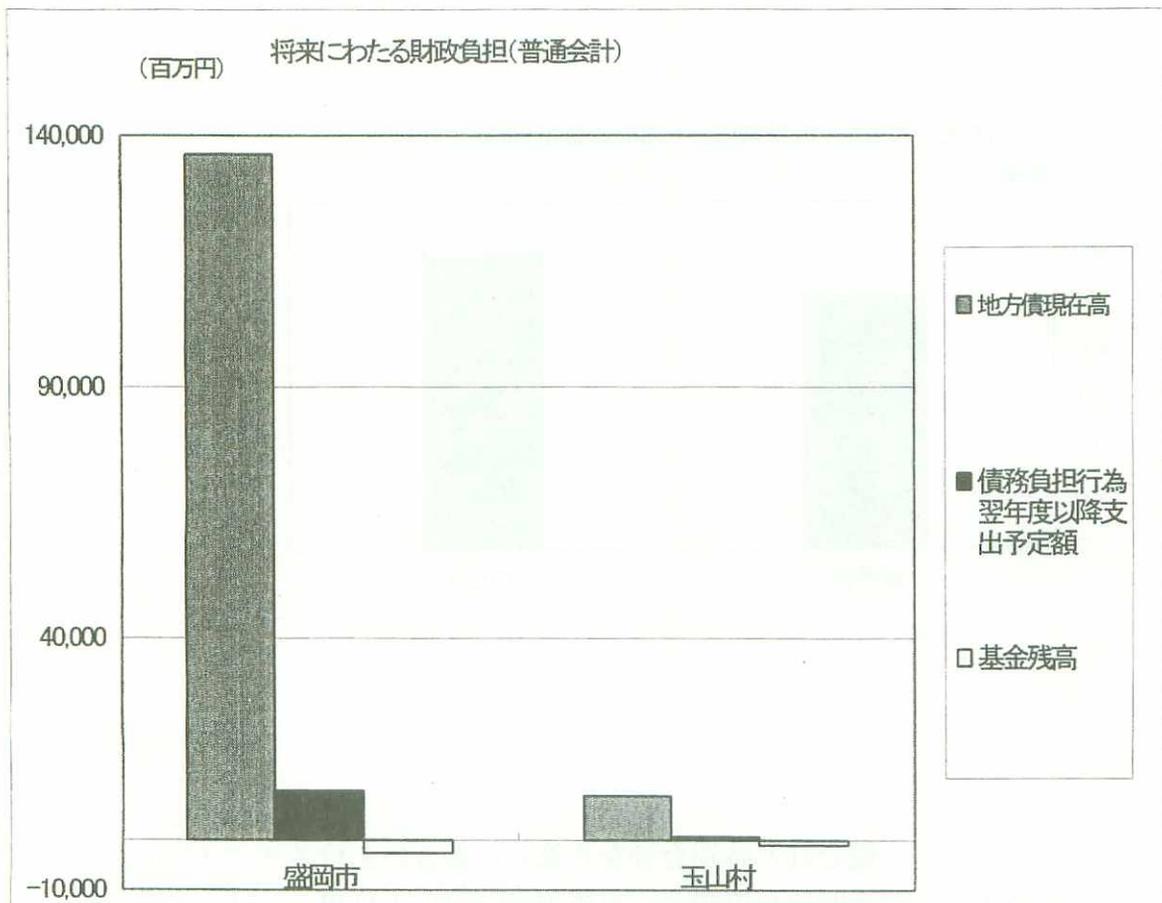
■将来にわたる財政負担

普通会計における平成15年度末現在の地方債の残高（償還金の財源として国庫支出金が充当される特定資金公共投資事業債（NTT債）を除きます。）と債務負担行為翌年度以降支出予定額の合計額から基金の残高を差し引いた額、これを将来にわたる財政負担として比較した場合は、次のとおりとなります。

■将来にわたる財政負担(普通会計・平成15年度末現在・NTT債除く)

(単位：千円)

区分	地方債現在高 A	債務負担行為翌年度 以降支出予定額 B	基金残高 C	A+B-C
盛岡市	136,199,878	9,774,848	2,604,421	143,370,305
玉山村	8,770,332	653,981	1,032,631	8,391,682



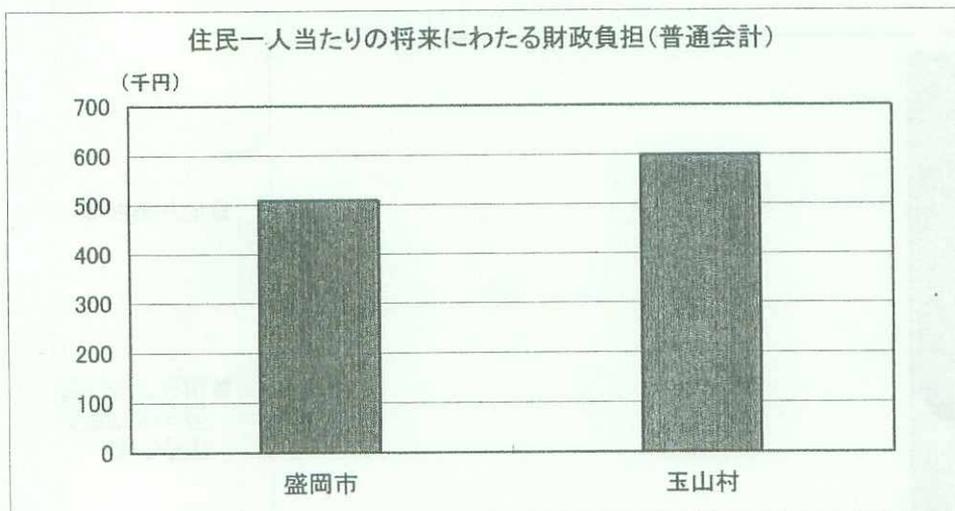
(注) 将来の支出額である「地方債現在高」及び「債務負担行為翌年度以降支出予定額」はプラス表示とし、その財源となるべき「基金残高」をマイナス表示とした。

また、普通会計における平成 15 年度末の将来にわたる財政負担額を、平成 16 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口で除した住民一人当たりの将来にわたる財政負担額は、盛岡市が 509 千円、玉山村が 599 千円となっています。

■住民一人当たりの将来にわたる財政負担
(普通会計・平成15年度末現在・NTT債除く)

(単位：千円)

区分	住民一人当たりの 将来にわたる財政負担
盛岡市	509
玉山村	599

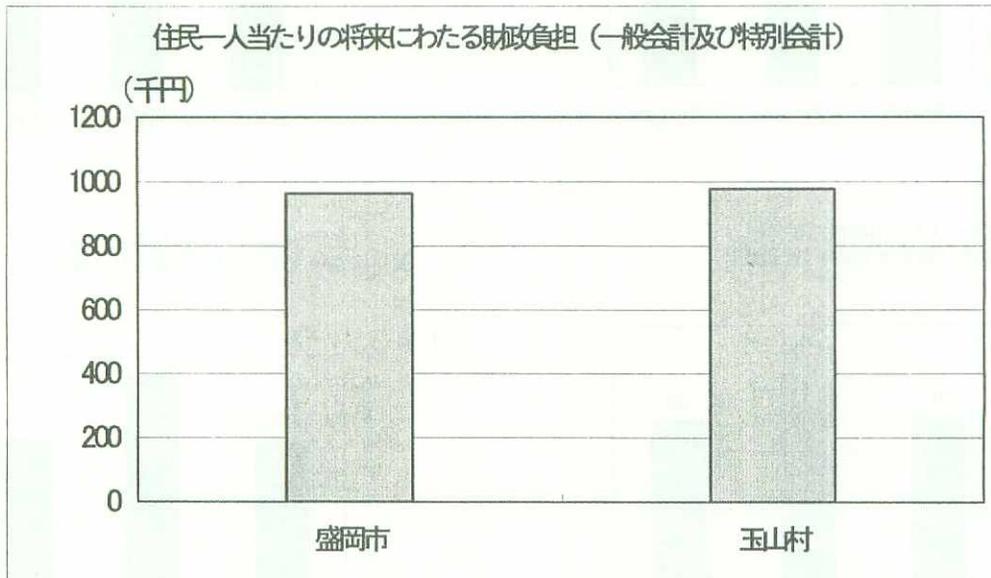


さらに、一般会計と特別会計を合算した場合における平成 15 年度末の将来にわたる財政負担額を、平成 16 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口で除した住民一人当たりの将来にわたる財政負担額は、盛岡市が 964 千円、玉山村が 978 千円となっています。

■住民一人当たりの将来にわたる財政負担
 (一般会計及び特別会計・平成15年度末現在・NTT債除く)

(単位：千円)

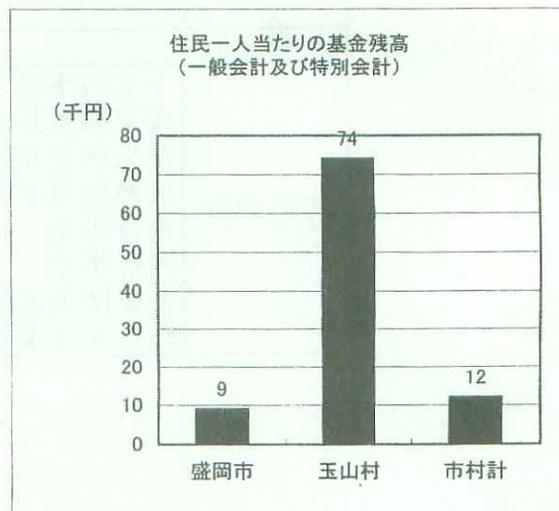
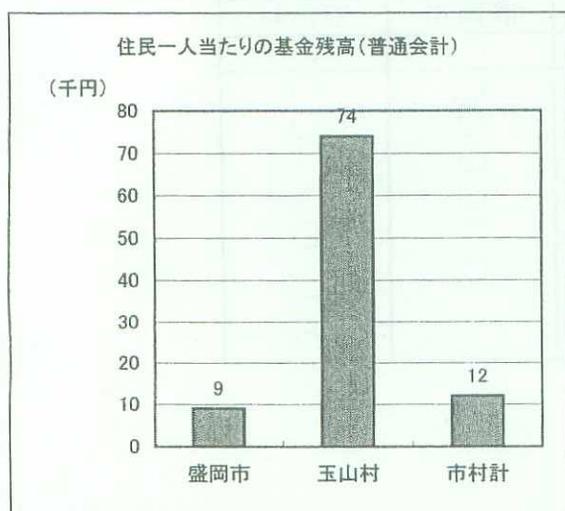
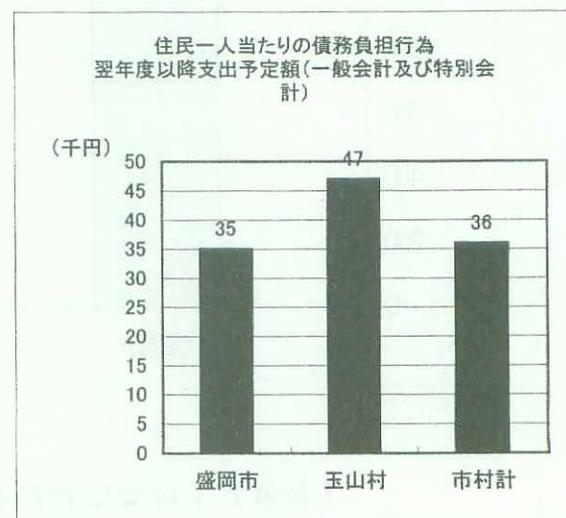
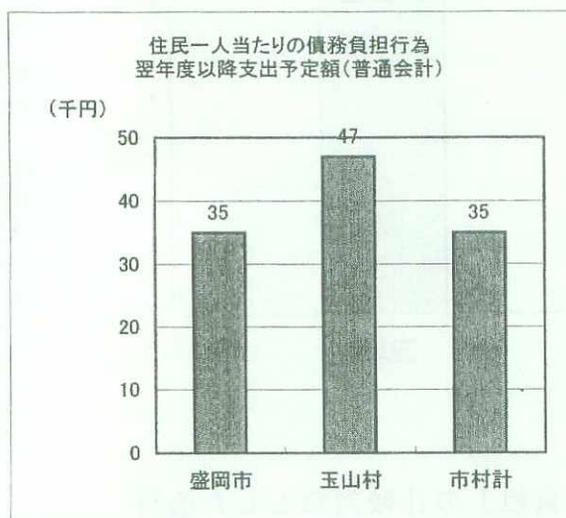
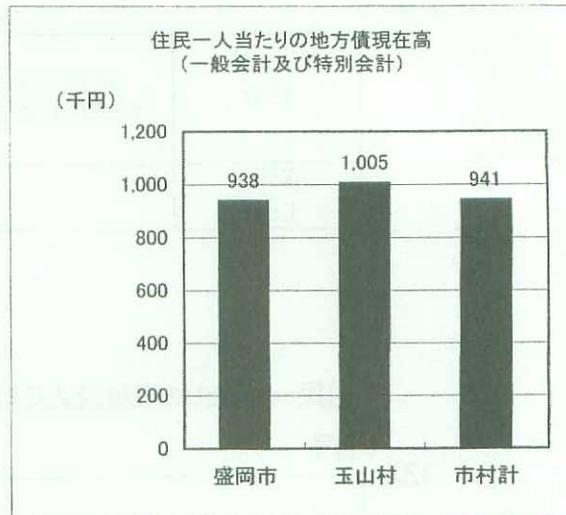
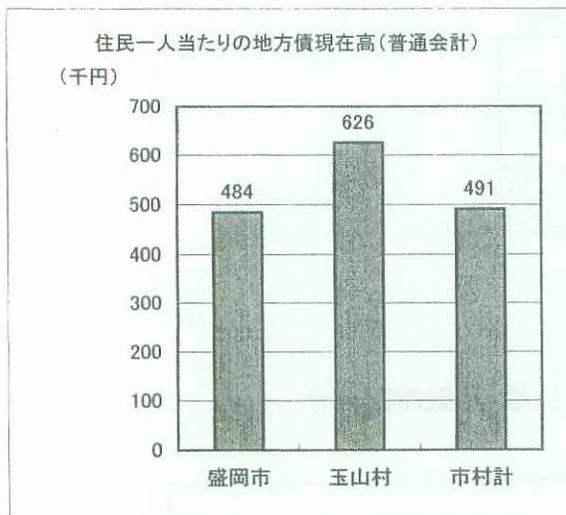
区分	住民一人当たりの 将来にわたる財政負担
盛岡市	964
玉山村	978



【参考】「将来にわたる財政負担」の比較対象とした会計

区 分		盛岡市	玉山村
一般会計		○	○
特別会計	下水道事業	○	○
	農業集落排水事業	○	○
	中央卸売市場	○	
	土地取得事業	○	
	水道事業	○	○
	病院事業	○	
	工業団地造成事業		○
	簡易水道事業		○

住民一人当たりの地方債残高などは、次のとおりです。
 なお、端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。



④ 広域行政の概要

消防事務をはじめ、ごみ・し尿処理など広域にわたる事務事業を共同で処理するため、次とおり一部事務組合等が設置されています。

一部事務組合・広域連合の概要

組合の名称	設立年月日	構成団体名			共同処理する事務
		盛岡市	玉山村	その他の構成市町村	
矢櫃山造林一部事務組合	昭29.12.10	○		雫石町、矢巾町、紫波町	矢櫃山部分林の管理
岩手県市町村総合事務組合	昭32.9.1	○	○	その他の全市町村及び一部事務組合・広域連合等	①市町村等職員の退職手当の支給 ②非常勤消防団員等に係る損害補償 ③非常勤消防団員の退職報償金の支給 ④消防職員及び消防団員に係る賞給金の支給 ⑤市町村議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償 ⑥市町村立小中学校等の非常勤の学校医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務 ⑦住民の交通災害共済
盛岡北部行政事務組合	昭39.2.6		○	葛巻町、岩手町、西根町、松尾村、安代町	①し尿処理施設の設置、管理及び運営 ②し尿の収集、運搬及び処分 ③し尿の収集、運搬又は処分を業とするものに係る許可 ④浄化槽の清掃を業とする者に係る許可 ⑤介護保険事業に関する事務
紫波・稗貫衛生処理組合	昭40.2.17	○		矢巾町、紫波町、大迫町、石鳥谷町	①し尿処理 ②し尿の収集、運搬又は処分を業とする者に係る許可 ③し尿浄化槽の清掃を業とする者に係る許可
岩手・玉山環境組合	昭41.3.24		○	岩手町	①ごみ処理 ②火葬施設の設置、管理運営
盛岡・紫波地区環境施設組合	昭43.2.21	○		矢巾町、紫波町	ごみ処理
盛岡地区衛生処理組合	昭45.7.23	○		雫石町、滝沢村	し尿処理施設の建設及び維持、管理、し尿処理（収集及び運搬を除く。）
盛岡地区広域行政事務組合	昭45.10.1	○	○	雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、松尾村、安代町、滝沢村、矢巾町、紫波町	①広域市町村圏計画の策定等 ②消防・救急
岩手県自治会館管理組合	平4.2.15		○	その他の全町村	岩手県自治会館の設置及び管理運営
盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合	平4.4.1	○		矢巾町	①上水道、下水道、終末処理場、その他の供給施設又は処理施設の設置、維持及び管理 ②緑地、道路の維持及び管理

資料：岩手県市町村概要（平成15年4月 財団法人岩手県市町村振興協会）

3 地域づくりの課題

盛岡市、玉山村が合併し、地域特性を生かしながら将来的に発展するためには次のような課題が考えられます。2市村に共通するものや特定の地域に限定されるものなど多種多様ですが、それぞれ一体感の中で共通課題として捉えた対策が必要です。

市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動の活性化 ○男女共同参画社会の実現 ○災害に強いまちづくり ○情報技術利用による市全体の情報化対策 ○各種団体・ボランティアやNPO等の育成・支援の強化 ○生活路線バス等の確保 ○老朽公共施設の早期改修 ○テレビ難視聴対策
福祉・保健医療	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢社会への対応 ○子育て支援の強化 ○ユニバーサルデザインのまちづくり ○地域福祉の充実 ○介護予防、健康づくり、医療体制の強化
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域教育力の強化 ○国際感覚豊かな人材の育成 ○生涯学習、生涯スポーツの推進 ○人材を育む教育・文化環境、施設の整備 ○史跡の整備と歴史的人物を生かしたまちづくり
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○環境との共生（花と緑のまちづくりなど） ○ゼロ・エミッションの推進、循環型社会の構築 ○市民参画の除雪体制強化 ○省エネルギーの推進、新エネルギーの利活用 ○確実な利水計画と水道水安定供給の推進 ○駅前生活核空間の整備
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用の創出 ○各地区中心市街地の活性化 ○産学官連携による新技術開発や起業家支援 ○観光の振興と交流人口の拡大 ○企業誘致の推進 ○産業の担い手、後継者対策 ○農林業の振興 ○地場産業の振興

都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○交通渋滞の解消 ○公共交通機関の整備 ○下水道、合併処理浄化槽整備の推進 ○安全安心で暮らしやすい都市環境の整備 ○土地区画整理事業の推進 ○IGRいわて銀河鉄道新駅設置、関連駅前整備
行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○行財政基盤の強化 ○職員の資質向上 ○市民協働の実現、NPO等との連携 ○広域的な課題への対応 ○職員給与及び定員管理の適正化 ○行政機構の見直しと事務事業評価制度の導入

第4章 新市の目指すべき将来像

1 新市の基本理念

新市の基本理念とは、盛岡市、玉山村の合併によって誕生する新市のまちづくりに対して、基本となる考え方です。2市村は、「人が集い活力に満ちた北東北の交流拠点都市」、「詩情景観を活かした魅力あるむらづくり」などを将来都市像に掲げ、相互に機能を分担し合い、そして住民と協働しながらまちづくりを進めてきました。

新しい時代を迎え、人々の価値観が変化し、真にゆとりと豊かさが実感できる生活が求められている中、安心して生きがいのもてる質の高い地域の創造に向け、新市のまちづくりの基本理念を次のように定めます。

<新市のまちづくりの基本理念>

【交流】

人や知恵、技術、資源などのネットワーク化による地域に根ざした産業群の創造など、新たな交流による活力と求心力のあるまち

【安心】

全ての人々が安心して暮らすことができる地域社会を目指し、健康で生きがいの持てる人にやさしいまち

【共生】

豊かな自然環境や暮らし、伝統文化を後世に引き継ぐために、人と人、人と自然、人と地域が共生する潤いのあるまち

【自律】

まちづくりの活力となる住民や企業、団体など多様な主体と行政の連携を積極的に推進し、地域に蓄積されている資源や人材を生かした産業づくりを通して、経済的に自律したまち

2 新市の将来像

合併を契機とした本地域の新しい未来を創造し、都市地域と農山村地域が持つそれぞれの特性を最大限活かすまちづくりと新市の均衡ある発展の実現のため、基本理念に基づき、将来像を定めます。

(1) 人・もの・情報が交わる活力を創造するまちづくり

東北縦貫自動車道や東北新幹線などの高速幹線交通網の結節点としての優位性を活かし、物流機能を活かした産業の振興や高度な都市機能の集積を進めるとともに、暮らしを豊かにする生活産業の創出や産・学・官連携による地域産業の振興と雇用の場の創出など、人・もの・情報の交流を積極的に推進し、多くの人を引きつける地域として、県内はもとより北東北をリードする拠点にふさわしいまちづくりを進めます。

(2) 住む人の信頼と共感が支える安心して暮らせるまちづくり

人と人の信頼や思いやり、地域への誇りなどを共通の思いとする、様々な人的ネットワークに支えられ、自発的かつ自律的な地域づくりが展開される地域社会を構築し、地域の人々が互いに支え合う、誰もが住みたくなる故郷の創造と地域の将来を担う子供たちに安心して引き継ぐことができる社会の実現を目指し、全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 自然と暮らしが共生する環境と調和したまちづくり

広大な田園風景に代表される景観と豊かな自然環境との調和を図りながら、生活環境の整備を進めるとともに、自然と暮らしが共生する環境と調和したまちづくりを進めます。環境にやさしい新エネルギーの導入や循環型農業の構築などを実施するとともに、恵まれた歴史や文化などの地域資源を活かした観光拠点づくりを進めます。

(4) 経済的な自律を目指すまちづくり

グローバル化や資本の論理に影響されにくく、地域の資源や人材などを活かした産業などに支えられた経済圏を形成するため、農林業の持続的な発展、住む人が自らチャンレンジして仕事を生み出していける環境づくり、地域に根ざした産業群の育成などによる経済的な自律を通し、選ばれるまちとしての発展を目指します。

<新市将来像>

都市・田園・自然のハーモニー

～ 活力あふれる新県都



3 将来人口

新市の将来人口は、平成 12 年の 302,857 人をピークとして減少に転じるものと予想され、平成 27 年の人口は 293,300 人と推計されます。

年齢 3 区分の人口では、14 歳以下の年少人口及び 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少していきませんが、老年人口は大きく増加し、平成 12 年の国勢調査で 16.0% だった老年人口の比率は、平成 27 年には 23.8% まで増加するものと見込まれます。



※平成 17 年以降の人口は、コーホート要因法により 3 市町村別に推計のうえ合計した。

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 人 口	292,632	300,723	302,857	302,700	299,700	293,300
0 歳～14 歳	56,718	52,092	46,159	42,813	39,740	36,496
	19.4	17.3	15.2	14.1	13.3	12.4
15 歳～64 歳	204,943	209,262	208,171	205,233	198,841	187,012
	70.0	69.6	68.7	67.8	66.3	63.8
65 歳以上	30,826	39,341	48,469	54,654	61,119	69,792
	10.5	13.1	16.0	18.1	20.4	23.8

4 土地利用の構想

姫神山に代表される北上高地や北上川流域を中心に広がる田園地帯、中心市街地の賑わいなど、多様な地形や豊かな自然と都市機能が調和する新市の特性を踏まえ、共通した地域の性格ごとに「都市ゾーン」、「田園居住ゾーン」、「自然涵養ゾーン」の3つのゾーンを設定し、新市の均衡ある発展のために相互の連携を図りながら、各ゾーンの特性に応じた計画的な土地利用の推進を図ります。

(1) 都市ゾーン

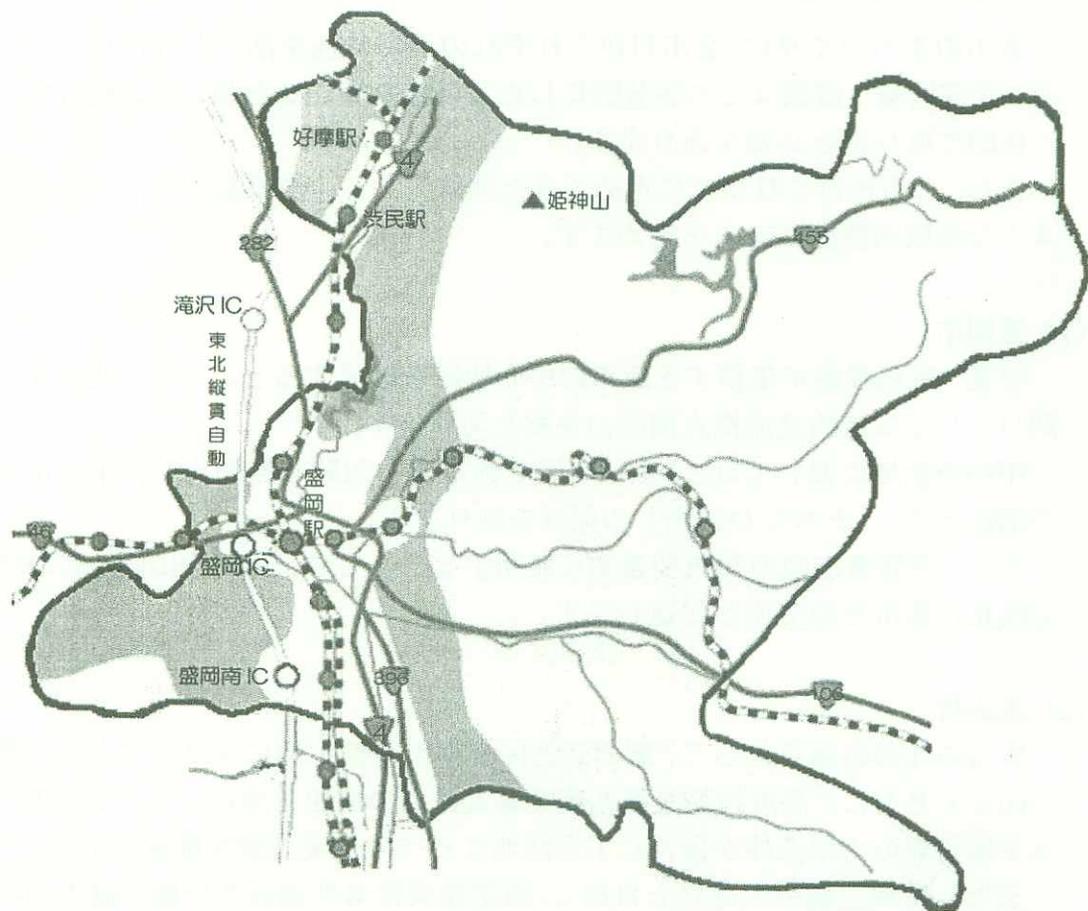
このゾーンは、盛岡市を中心に玉山村に展開しており、相互の連携による一体的なまちづくりを推進し、生活の利便性の向上と都市活動の活性化を図るとともに、都市機能の集積・充実などの広域的視点に立った土地利用の推進を図ります。

(2) 田園居住ゾーン

このゾーンは、北上川流域の低地帯に集落が点在する水田を中心とした農業的土地利用がなされており、良好な田園環境と農村景観を保全しながら、農業振興施策を推進するとともに、集落内の生活環境の整備を図りながら、優良農地の保全と適正な土地利用の誘導を図ります。

(3) 自然涵養ゾーン

このゾーンは、東側は中山間地域と北上高地、西側は里山地域などで構成される自然豊かな地域で、果樹園、採草放牧地などの農用地や人工林と天然林が混在する森林地帯からなっています。水源涵養機能や優れた景観を有する貴重な自然環境として、自然とふれあい、心と体の健康を増進させる場として整備するなど、森林の保全と計画的な開発のバランスを保ちながら、適正な土地利用を図ります。



都市ゾーン

田舎居住ゾーン

自然涵養ゾーン

5 地域別整備の方向

新市のまちづくりは、2市村がそれぞれの地域特性を活かしながら、自然、環境、保健医療、産業などの各分野にわたる多様な機能を分担して、総合的かつ一体的に取り組む必要があります。

また、2市村がこれまでに進めてきた地域づくりの取り組みを活かして次のような地域別整備の方向を定めます。

(1) 盛岡市

産業・業務機能が集積する新市の中心地区を形成するとともに、北東北の玄関口として広域的交流拠点機能の集積を図ります。

中心市街地においては、「歩いて楽しめるまち空間」を創出し、中心市街地の活性化や、「まちなか観光」の促進を図ります。

また、消費者志向の都市型農業を展開するとともに、東部中山間地における定住化と都市との交流を促進します。

(2) 玉山村

新市の北部の拠点として、駅周辺地区の都市基盤整備により定住人口の増加を図るとともに、高度技術集積型産業導入拠点の機能を活かして、交通アクセスや価格等の立地条件が優れた工業団地などへの企業誘致を推進します。

また、循環型農業の確立を目指し、畜産廃棄物処理施設の整備や魅力あふれる観光資源を活用した広域観光の促進を図ります。

基本理念

交流・安心・共生・自律

新市の将来像

都市・田園・自然のハーモニー
～活力あふれる新県都

人・もの・情報
が交わる活力
を創造するま
ちづくり

住む人の信頼
と共感が支え
る安心して暮
らせるまちづ
くり

自然と暮らしが
共生する環境と
調和したまちづ
くり

経済的な自律
を目指すまち
づくり

主要施策

- 1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成
- 2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実
- 3 未来を築く心豊かな人材の育成
- 4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備
- 5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興
- 6 多様な交流を支える都市基盤の整備
- 7 健全な行財政運営と自治能力の向上

個別施策

- ①コミュニティ活動の推進
- ②男女共同参画社会の形成
- ③情報通信機能の整備
- ④消防・防災体制の強化
- ⑤交通安全・防犯対策の推進

- ①保健医療の充実
- ②福祉の充実
- ③環境衛生の充実

- ①潤いのある学校教育の推進
- ②生涯学習環境の整備
- ③社会教育の推進
- ④生涯スポーツの振興
- ⑤芸術文化の振興
- ⑥国際交流の推進

- ①住宅・宅地の供給
- ②公園・緑地等の整備
- ③廃棄物の抑制と適正処理
- ④環境との共生
- ⑤景観の保全と創出

- ①商業・サービス業の振興
- ②観光の振興
- ③工業の振興
- ④農林業の振興
- ⑤新規創業の支援
- ⑥雇用の創出

- ①市街地の整備
- ②交通基盤の整備
- ③上・下水道の整備

- ①地方分権に対応した行財政運営の推進
- ②市民と行政の協働のまちづくりの推進
- ③広域連携の推進

第5章 分野別施策の概要

1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

これまで取り組んできたコミュニティ活動の更なる充実を図り、新市の郷土にふさわしい地域間交流の活発化を図ります。

男女が個人として等しく尊重され、その個性と能力、経験を生かせる男女共同参画社会の形成に努めます。

今日のIT技術の急速な発展に伴い、高度情報化に対応したサービスや施設の整備を図ります。

市民の安全や安心感を確保するため、より高度な災害対策や安全対策などを進めます。

(1) コミュニティ活動の推進

既存のコミュニティ組織において、都市化の進展に伴い連帯意識の不足や社会の構成員としての認識の希薄さによる参加意識の欠如が見られることから、組織相互の連携とともに実践を通じた人と人がつながりあう交流の推進を図ります。

(2) 男女共同参画社会の形成

市民一人ひとりが男女の役割分担の認識を改め、男女が様々な活動の場において共に参画し、生き生きと充実した人生を送ることができる地域の実現を図ります。

(3) 情報通信機能の整備

新市の広域化に充分対応できる市民サービス向上のための情報システムや光ファイバーなど情報通信基盤の整備を促進するとともに、公共施設のネットワーク化や申請・届出のオンライン化、ホームページを利用した行政情報提供など行政の情報化を推進します。

(4) 消防・防災体制の強化

市民の安全を守るため、情報通信機能を活用した迅速な災害への対応や消防力と救急救助の充実を図るとともに、消防団や自主防災組織の活動を促進し、防火・防災体制の整備を図ります。また、市民に対する防火防災意識の啓発を図るとともに、事業所等に防火指導を徹底します。

(5) 交通安全・防犯対策の推進

安全な道路環境の整備や幼児・高齢者・障害者等に対する交通安全対策の充実、交通安全思想の普及等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により地域ぐるみの防犯体制を確立します。

【主要事業】

一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

個別施策	事業名	事業主体	区域
コミュニティ活動の推進	コミュニティ・自治会活動推進事業	新市	盛岡、玉山
情報通信機能の整備	電子市役所構築事業	新市	盛岡、玉山
	※移動通信用鉄塔施設整備事業	新市	玉山
	※証明書自動交付機設置事業	新市	玉山
消防・防災体制の強化	※消防団員訓練服更新事業	新市	盛岡、玉山
	※消防施設整備事業	新市	玉山
	準用河川整備事業	新市	玉山
	※水防センター建設事業	新市	盛岡
	築川ダム建設事業	県	盛岡
	統合河川整備事業	県	盛岡
	基幹河川改修事業	県	盛岡
	県単河川改良事業	県	玉山
	県単急傾斜地崩壊対策事業	県	盛岡
	急傾斜地崩壊対策事業	県	盛岡
	砂防事業	県	盛岡
交通安全・防犯対策の推進	ひとにやさしいみちづくり事業	新市	盛岡
	小型除雪機導入促進事業	新市	盛岡、玉山
	ゆきみち環境整備事業	県	玉山

※は新規事業

2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

次代を担う子どもから高齢者まで、すべての人々が相互に助け合い、住みなれた地域で安心して暮らし、そして幸せを実感できるよう、保健医療・福祉の一体的な連携により、元気で活力に満ちあふれた、都市づくりを推進します。

また、子どもを健やかに産み育てることができるよう、家庭・地域・行政が一体となって、子育てに安心と夢を持ち続けることができる環境づくりから、高齢者や障害者の介護・自立支援や生きがい対策など総合的かつ有機的な福祉施策を推進します。

(1) 保健医療の充実

「自分の健康は自ら守り育てる」という自己管理意識の高揚を図るとともに、健康づくりを推進するため、健康教育・各種検診等の充実や保健施設の改修・整備を計画的に推進します。

また、県民医療の中核地域として、良質で最新の医療サービスを効率よく提供することにより、高度化・多様化する医療需要に適切に対応していきます。

(2) 福祉の充実

高齢者や障害者などへの福祉サービスの提供や福祉ボランティアの育成・支援の実施、ユニバーサルデザインのまちの実現など、市民一人ひとりの心がかよいいあい、誰もが楽しく暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるとともに、子育てを支援する保育施設の整備や保育サービスなどの充実に努め、子どもの健全な成長を支えます。

(3) 環境衛生の充実

清潔で快適なまちづくりを目指し、地域における美化活動を推進します。また、火葬炉などの老朽化に伴い、関係市町村との連携等を図り、新たな施設の整備を促進します。

【主要事業】

健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

個別施策	事業名	事業主体	区域
保健医療の充実	夜間急患診療所管理運営事業	新市	盛岡
	在宅当番医制運営事業	新市	盛岡、玉山
	へき地患者輸送車等整備事業	新市	玉山
福祉の充実	ふれあいのまちづくり事業	新市	盛岡
	福祉タクシー助成事業	新市	盛岡、玉山
	老人等短期入所事業	新市	盛岡、玉山
	生きがい活動支援通所事業	新市	盛岡、玉山
	地域子育て支援センター事業	新市	盛岡、玉山
	在宅介護支援センター事業	新市	盛岡、玉山
	児童館母親クラブ活動費補助事業	新市	盛岡、玉山
	社会福祉協議会運営費補助事業	新市	盛岡、玉山
盛岡駅周辺地区バリアフリー整備事業	新市	盛岡	
環境衛生の充実	※火葬場・斎場整備事業	新市	盛岡、玉山

※は新規事業

3 未来を築く心豊かな人材の育成

学校、家庭そして地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進める中で、一人ひとりの個性尊重を基本とし、健全な社会性と豊かな人間性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。

地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てるとともに、市民のだれもが生涯を通じ、学びながら成長できるよう生涯学習の環境整備を進めます。

地域固有の資源の再発見、偉人文化を大切にし、地域の文化を継承し、郷土を愛する人づくりを目指します。

国際社会の進展に対応するため、国際理解の推進や関係団体の支援などを通じて国際交流の推進を図り、世界に開かれた広い視野をもつ市民意識の醸成と人材の育成に努めます。

(1) 潤いのある学校教育の推進

学校施設・給食施設の整備充実や国際理解教育、環境学習、体験学習、そして情報化教育の充実など、時代の要請に対応した子どもたちの個性や生きる力を育む教育を推進します。

また、家庭、地域との協働による教育や開かれた学校運営に努め、地域に根ざした教育を進めます。

(2) 生涯学習環境の整備

誰もが生涯を通じて学ぶことができるようにするため、社会教育施設、学校や民間・高等教育機関も含めた生涯学習のネットワーク化を図るとともに、学習情報の提供や相談体制を整備するなど、生涯学習推進体制の充実に努めます。

(3) 社会教育の推進

地域の学習活動の拠点となる社会教育施設の整備充実を図るとともに、現代における社会的な課題に対応するため、学習機会を提供します。

また、学校、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら、家庭教育の支援や青少年の社会参加活動の充実など青少年の健全育成に努めます。

(4) 生涯スポーツの振興

市民が生涯にわたって体力や年齢、目的に応じて気軽にスポーツに親しむため、学校体育施設を含めたスポーツ・レクリエーション施設の充実に努め、指導者の育成や多彩なプログラムの提供など、スポーツに親しむ機会の充実に図ります。

また、人材育成や市民活動グループに対する支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブの設立・運営を推進します。

(4) 芸術文化の振興

生活に根ざした芸術文化活動を奨励するとともに、無形文化財や郷土芸能の伝承活動を推進し後継者の育成に努めます。また、郷土にゆかりのある偉人の業績について顕彰するとともに、史跡の発掘や保存に努めます。

(5) 国際交流の推進

国際化社会に対応できる豊かな人材を育成するため、外国人講師の招へいを継続するとともに、外国人や外国文化とふれあう環境づくりに努め、豊かな国際感覚を身につけた人材の育成を図ります。

【主要事業】 未来を築く心豊かな人材の育成

個別施策	事業名	事業主体	区域
潤いのある学校教育の推進	※小学校施設整備事業	新市	盛岡、玉山
	※中学校施設整備事業	新市	盛岡、玉山
	※学校給食センター施設更新事業	新市	玉山
	※スクールバス更新事業	新市	玉山
	地域や学校の特色を生かした教育活動推進事業	新市	盛岡
生涯学習環境の整備	生涯学習情報提供・学習相談事業	新市	盛岡、玉山
社会教育の推進	家庭教育推進事業	新市	盛岡、玉山
	青少年健全育成事業	新市	盛岡、玉山
	自治公民館整備事業	新市	盛岡、玉山
	※地区公民館整備事業	新市	玉山
生涯スポーツの振興	※地区体育施設等整備事業	新市	玉山
	※運動公園整備事業	新市	玉山
	啄木の里マラソン大会	新市	玉山
芸術文化の振興	史跡整備事業	新市	盛岡
	啄木祭	新市	玉山
	啄木の里村づくり全村集会	新市	玉山
	外山節全国大会	新市	玉山
国際交流の推進	国際交流事業(カナダ、イギリス)	新市	盛岡、玉山

※は新規事業

4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

市民が快適で安全な生活を送ることができるよう、生活環境の整備を行います。また、自然環境との共生を図りながら、暮らしやすい居住環境を整備します。

(1) 住宅・宅地の供給

民間や公的機関による宅地や住宅の供給を促進するとともに、良好な居住環境が確保されるよう適切な助言指導を行います。

また、老朽化した公営住宅の建替やリフォームを進めます。

(2) 公園・緑地等の整備

公園・緑地の整備や街路樹の植栽、商店街等におけるハンギングバスケットによる花に溢れたまちづくりなど、花と緑が都市空間に活かされたガーデン都市づくりを進めます。

(3) 廃棄物の抑制と適正処理

市民や事業者と一体になって、ごみ減量の推進やリサイクルの促進など廃棄物の抑制に努めるとともに、廃棄物や生活廃水の適正処理を行います。

(4) 環境との共生

森林や水辺などの自然環境の保全や野生動植物の保護等を進めるとともに、自然保護意識の啓発、クリーンエネルギーの導入促進等により、自然環境との共生をめざしたまちづくりを進めます。

(5) 景観の保全と創出

周辺の山並みや河川などの自然環境との調和や、ゆとりある道路空間の形成、諸制度を活用した建築デザインの誘導等により、良好な景観の保全と望ましい景観の創出を図ります。

【主要事業】

環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

個別施策	事業名	事業主体	区域
住宅・宅地の供給	盛岡南地区都市開発整備事業(再掲)	新市	盛岡
	※汐民団地建替事業	新市	玉山
	※夏間木第1団地建替事業	新市	玉山
公園・緑地等の整備	花と緑のガーデン都市づくり事業	新市	盛岡
	花いっぱい運動	新市	玉山
	広域公園整備事業(御所湖広域公園)	県	盛岡
廃棄物の抑制と適正処理	※旧ごみ焼却施設解体事業	新市	盛岡、玉山
	※清掃事業所整備事業	新市	玉山
	※一般廃棄物最終処分場整備事業	新市	盛岡、玉山
環境との共生	新エネルギー導入促進事業	新市	盛岡
	地球温暖化防止推進実行計画推進事業	新市	玉山
	一般廃棄物処理基本計画推進事業	新市	盛岡、玉山
	環境基本計画推進事業	新市	盛岡、玉山
景観の保全と創出	都市景観形成建築指導事業	新市	盛岡、玉山

※は新規事業

5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

豊かで活力あるまちをつくるため、安定した市民生活の基盤となる産業の振興を図ります。

高速交通の結節点である交通上の優位性などの地域特性や、地域に蓄積されている資源・人材などを活かしながら、各分野の産業の発展に努め、支え合う産業構造の構築を図ります。

また、地場産業の振興を図るとともに中小事業者の経営基盤の強化に努めるほか、新規創業の支援や企業誘致を推進し、雇用の確保を図ります。

(1) 商業・サービス業の振興

中心市街地の活性化と各地域の生活を支える商店街の振興を図り、賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、恵まれた交通利便性を活かして、岩手流通センターなど大きな集積がある流通・卸売機能の一層の振興を図るとともに、多種多様なニーズに対応するサービス業など都市型産業の育成を図ります。

(2) 観光の振興

高速交通の結節点としての特性を活かしながら、広域的観光の推進に努めるとともに、それぞれの地域の資源を活用した観光地づくりを進めます。

また、物産や歴史文化、自然資源などを掘り起こし、地域ブランドの確立を図ります。

(3) 工業の振興

県工業技術センターや大学など関係機関と連携し、新分野の開拓や新商品開発を図るとともに、経営規模が小さい地元企業に対し、融資・保証制度を充実し経営基盤の強化を図ります。

また、盛岡工業団地等への企業誘致を進めるほか、情報産業やデザイン業などの高付加価値型産業の誘致を図ります。

(4) 農林業の振興

生産基盤の整備や後継者・担い手の育成・確保、経営規模の拡大などにより、競争力のある農業のための環境整備を行います。

また、果樹、しいたけ、肉牛など特色のある産地形成、地産地消の普及や産直施設の拡充など消費者の志向に積極的に対応した都市型農業の推進や環境にやさしい循環型農業の展開など農業生産の振興を図るとともに、食品加工、農産物の直売などを組み合わせたアグリビジネス（農業関連産業）の支援により雇用の創出を図ります。

併せて、森林の適正管理、中山間地域における定住環境の整備を行うとともに、グリーンツーリズムの実施など農山村と都市との交流を図ります。

(5) 新規創業の支援

産業支援センターによる高付加価値型産業の起業支援など、研究開発から事業化までの一貫した支援体制を構築し、ベンチャー企業や中小企業の新事業の創出や新規創業に資する環境の整備を図ります。

(6) 雇用の創出

地元企業の振興や新規創業の支援、企業誘致等により、広く市民の就業ニーズに対応した雇用の確保に努めるとともに、技術革新など雇用環境の変化に対応するため職業訓練等の能力開発を促進します。

【主要事業】 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

個別施策	事業名	事業主体	区域
商業・サービス業の振興 観光の振興	※商店街空き店舗対策支援事業	新市	盛岡
	※盛岡ブランド普及促進事業	新市	盛岡、玉山
	※水辺の里等整備事業	新市	盛岡
	※道の駅設置事業	新市	玉山
	※桜の里整備事業	新市	玉山
工業の振興	※産業クラスター推進事業	新市	盛岡、玉山
	企業立地整備事業	新市	盛岡
農林業の振興	県営かんがい排水事業（県営負担事業）	新市	玉山
	※団体営基盤整備促進事業	新市	玉山
	※農道整備事業	新市	玉山
	森林適正管理推進事業	新市	盛岡、玉山
	公有林造成事業	新市	盛岡、玉山
	※有機資源活用センター整備事業	新市	玉山
	※有機物資源活用促進事業	新市	玉山
	広域農道整備事業	県	盛岡、玉山
	※農免道整備事業	県	盛岡
新規創業の支援	※産官学連携新産業創出事業	新市	盛岡、玉山
	※「サイエンスゆいとびあ」企業立地促進事業	新市	盛岡
雇用の創出	※産業クラスター推進事業（再掲）	新市	盛岡、玉山
	※「サイエンスゆいとびあ」企業立地促進事業（再掲）	新市	盛岡

※は新規事業

6 多様な交流を支える都市基盤の整備

人・もの・情報の交流が活発に行われる北東北の交流拠点の形成をめざして、都市の基盤整備を行います。

都市機能の集積と生活拠点の機能を充実するため、市街地を整備するとともに、道路網整備など円滑な交通基盤の確立を図ります。

(1) 市街地の整備

I G Rいわて銀河鉄道柳沢民駅、好摩駅周辺など核となる地区の整備を進めるとともに、新市の中心地区において魅力ある職・住環境を整備するため、既存市街地の再開発や盛岡駅西口、盛岡南地区等の整備を行います。

(2) 交通基盤の整備

国道や県道など広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路や生活道路の整備を行い、円滑な交通を確保する道路網の構築を図ります。

バス交通網の再編や鉄道新駅の設置など公共交通網の整備を促進します。また、市民生活の利便を確保するために、コミュニティバスの運行の充実を図ります。

(3) 上・下水道の整備

上水道については、安定した給水体制の確保に努め、未給水地域の解消を図るとともに、水源涵養林の育成など水源の確保を図ります。

下水道については、北上川上流流域下水道関連の公共下水道や農業集落排水の整備を進めるとともに、公共下水道の早期整備が難しい地区などにおいて合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

【主要事業】 多様な交流を支える都市基盤の整備

個別施策	事業名	事業主体	区域
市街地の整備	盛岡南地区都市開発整備事業（再掲）	新市	盛岡
	盛岡駅西口地区整備事業	新市	盛岡
	都市基盤河川改良事業	新市	盛岡
	※波民駅北地区土地地区画整理事業	新市	玉山
	※優良建築物等整備事業	新市	盛岡
交通基盤の整備	※公共交通確保対策事業	新市	盛岡
	※オムニバスタウン整備促進事業	新市	盛岡
	広域圏道路整備事業	新市	盛岡
	※都市計画道路整備事業	新市	盛岡、玉山
	※市町村道整備事業	新市	盛岡、玉山
	地区計画道路整備事業	新市	玉山
	※IGR 好摩駅東口設置事業	新市	玉山
	※IGR 下田駅設置事業	新市	玉山
	地方道路整備臨時交付金事業	県	盛岡
	道路改築事業	県	盛岡
	緊急道路整備事業	県	盛岡
	一般国道電線共同溝整備事業	県	盛岡
	一般国道特定交通安全事業	県	盛岡
	緊急地方道整備（雪寒）事業	県	盛岡
	一般県道緊急地方道整備（雪寒）事業	県	盛岡
	地方特定道路整備事業	県	盛岡
	※一般県道交通安全施設整備事業	県	盛岡
	一般県道県単交通安全事業	県	玉山
上・下水道の整備	水道未普及地域解消事業	新市	玉山
	公共下水道事業	新市	玉山
	浄化槽設置整備事業	新市	玉山

※は新規事業

7 健全な行財政運営と自治能力の向上

これまで述べてきた施策を推進するためには、基盤となる行財政運営や市民と行政のパートナーシップが大事になってきます。

そのため、行財政運営の効率化や情報化を進め、市民の参画による協働のまちづくりを進めます。

また、市民の多様で高度なニーズに対応し、個性豊かな地域づくりが行われるよう、健全で計画的な財政運営のもとに各種施策を推進します。

(1) 地方分権に対応した行財政運営の推進

行政需要の多様化・高度化や地方分権に的確に対応していくため、行政組織の改善や行政評価システムの導入・活用などにより事務事業の効率化を推進するとともに、職員の資質向上などにより自治能力を高めることに努めます。

また、財政面では、合併後の長期的な財政状況の展望のもと、各分野にわたる経費の節減や自主財源の確保に努め、事業の費用対効果等を勘案しながら、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。

(2) 市民と行政の協働のまちづくりの推進

市民と行政の新たなパートナーシップの確立のもと、協働のまちづくりを進めます。そのため、情報公開制度の円滑な運用や外部監査の導入、広報・広聴活動の充実により行政の透明性の確保を図るとともに、様々な機会を通じ行政の仕組みやまちづくりに関わる情報の提供を行います。

また、新市における各種計画の策定や実施・点検・見直し、施設の管理・運営等への住民の参画や民間参入を積極的に推進するとともに、多様な住民団体やボランティア、NPOの育成支援に努め、新たな公共サービスの領域の可能性を探ります。

(3) 広域連携の推進

県都として、また、新市の枠組みを越えた北東北の交流拠点都市という広い視野から、都市機能の充実を図り、圏域はもとより県全体にその効果を波及させるよう牽引的な役割を果たします。

【主要事業】

健全な行財政運営と自治能力の向上

個別施策	事業名
地方分権に対応した行財政運営の推進	行財政構造改革プログラムの実施
	人材育成基本方針の策定
	定員管理適正化計画
	事務事業評価
市民と行政の協働のまちづくりの推進	各種審議団体委員等公募制度

第6章 財政計画

1 財政計画の基本条件

(1) 計画の目的

新市将来構想は、新市の一体性の確立と均衡ある発展、住民の福祉の向上等に配慮しながら策定されるものです。そのためには、現時点で想定される一定の条件のもとで将来の財政状況を推計し、その傾向や財政運営の目安となる大枠を見極めておく必要があります。

本財政計画は、2市村が合併しない場合（単独）と合併する場合についての将来の財政状況を試算し、合併の判断材料のひとつとして住民に提示することを目的とし、作成するものです。

なお、本計画における各データは過去の実績や現行の行財政制度を基本とするとともに、併せて合併に伴う変動要因を考慮して推計した「財政シミュレーション」であり、今後の国の指針や景気の動向など様々な要素により変化するものです。

(2) 計画の期間

新市将来構想は平成18年度から平成27年度までの10年間を基本としていますが、本財政計画は新市将来構想の期間終了後の財政状況についても見通しを示す必要があることから、さらに5年後の平成32年度までの15年間を計画期間とします。

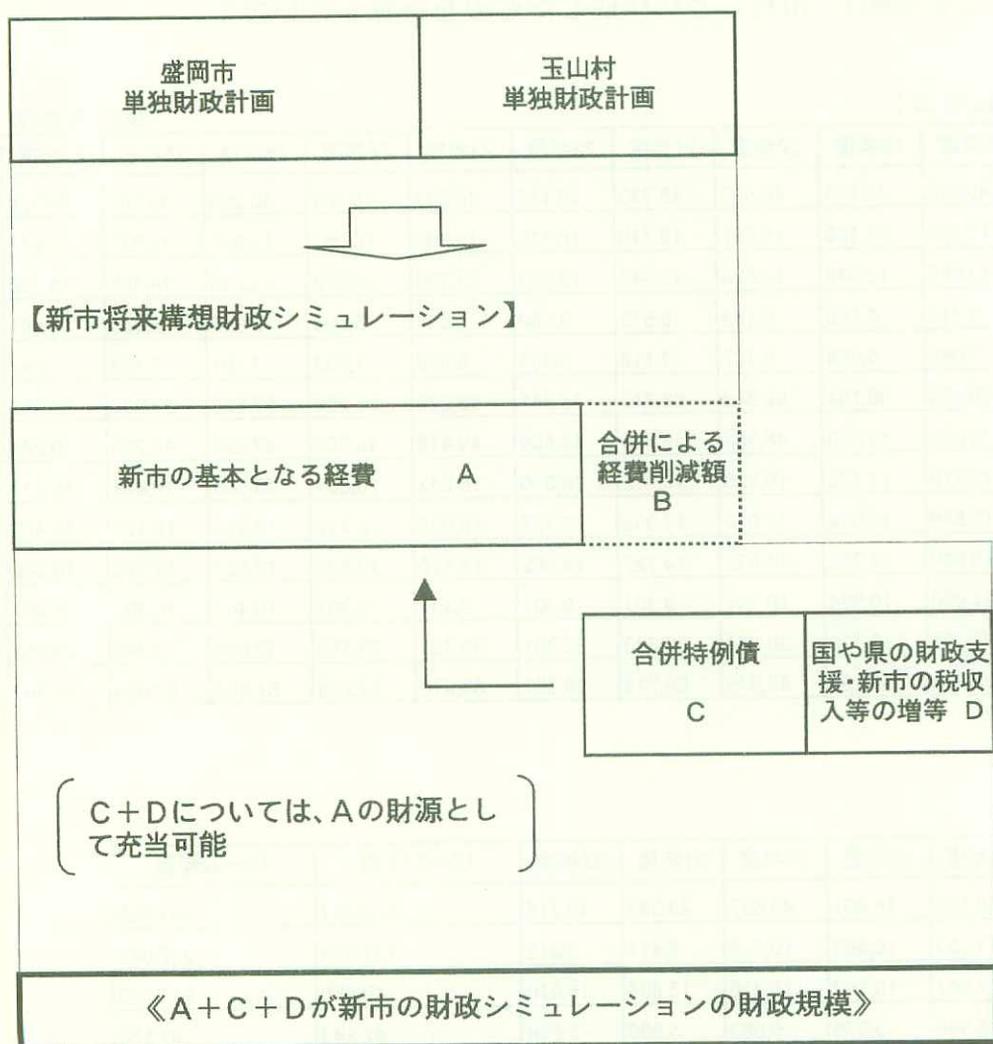
- ・新市将来構想の期間：新市発足時から概ね10年間
- ・地方交付税合併算定替の期間：合併年度及びこれに続く15年度

(3) 計画の範囲

本財政計画は、普通会計で作成しています。普通会計は、国保、介護保険、公営企業等を除いた自治体の財政状況を比較するうえで用いられる会計区分です。

新市将来構想「財政シミュレーション」のイメージ図

【単独財政計画の合算】



2 財政シミュレーション

(1) 市町村ごとの推計値の合算

ここでは、2市村が現状のまま推移した場合の平成18年度から平成32年度までの15年間の収支見込額を推計しています。

推計は、現行の行財政制度が継続するものとし、過去の決算状況の推移や今後の経済情勢の変化の見通しなどを参考としています。また、各項目の増減率は、2市村でそれぞれ異なることから一定の条件は設定せず、2市村の特殊事情などを加味し、市村ごとに作成したものを合算しています。

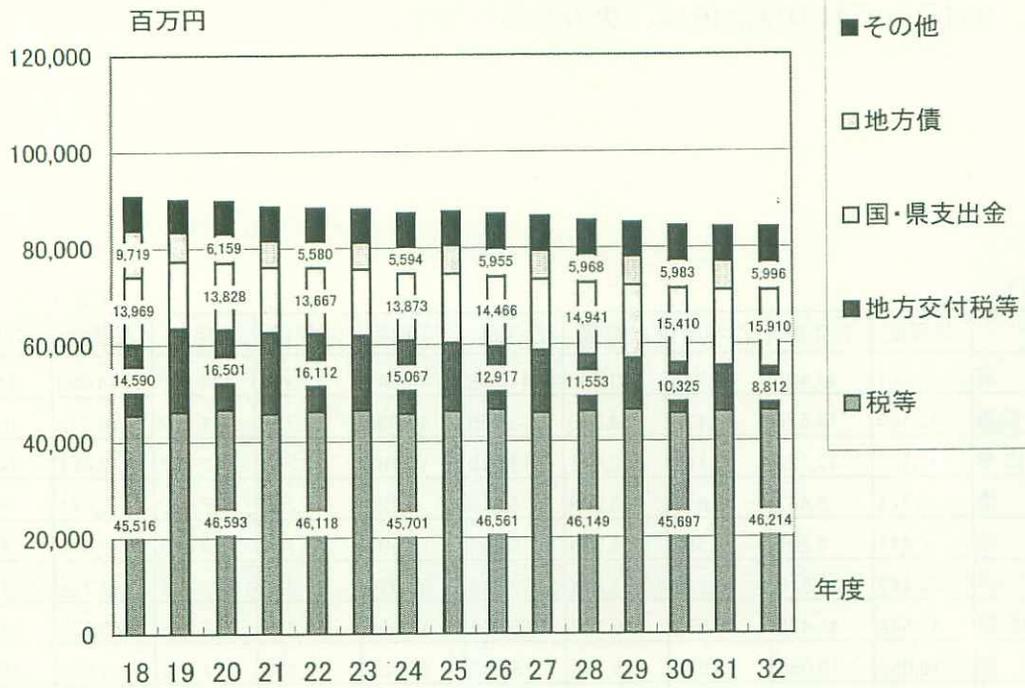
【2市村・単独の合算】

(単位:百万円)

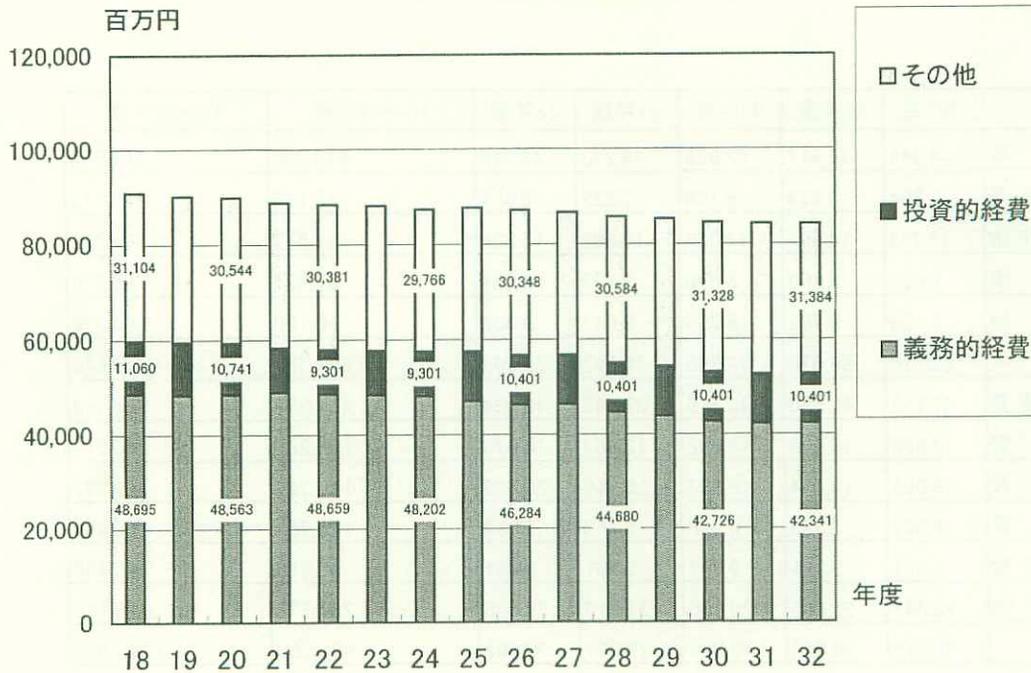
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	税 等	45,516	46,178	46,593	45,735	46,118	46,397	45,701	46,209	46,561	45,829
	地方交付税等	14,590	17,166	16,501	16,740	16,112	15,348	15,067	14,081	12,917	12,841
	国・県支出金	13,969	13,946	13,828	13,547	13,667	13,788	13,873	14,254	14,466	14,720
	地方債	9,719	6,168	6,159	5,573	5,580	5,587	5,594	5,947	5,955	5,961
	その他	7,065	6,696	6,767	7,118	6,864	6,950	7,034	7,101	7,134	7,242
	計	90,859	90,154	89,848	88,713	88,341	88,070	87,269	87,592	87,033	86,593
歳出	義務的経費	48,695	48,450	48,563	49,029	48,659	48,418	48,202	47,095	46,284	46,340
	人件費	17,219	17,178	16,820	16,912	16,370	16,243	16,554	15,806	15,894	16,213
	扶助費	15,836	16,514	17,070	17,395	17,727	18,065	18,410	18,762	19,121	19,487
	公債費	15,640	14,758	14,673	14,722	14,562	14,110	13,238	12,527	11,269	10,640
	投資的経費	11,060	10,984	10,741	9,301	9,301	9,301	9,301	10,401	10,401	10,401
	その他	31,104	30,720	30,544	30,383	30,381	30,351	29,766	30,096	30,348	29,852
	計	90,859	90,154	89,848	88,713	88,341	88,070	87,269	87,592	87,033	86,593

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度	
歳入	税 等	46,149	46,401	45,697	45,987	46,214	460,837	691,285
	地方交付税等	11,553	10,583	10,325	9,411	8,812	151,363	202,047
	国・県支出金	14,941	15,167	15,410	15,694	15,910	140,058	217,180
	地方債	5,968	5,976	5,983	5,990	5,996	62,243	92,156
	その他	7,054	7,068	7,040	7,129	7,194	69,971	105,456
	計	85,665	85,195	84,455	84,211	84,126	884,472	1,308,124
歳出	義務的経費	44,680	43,901	42,726	42,240	42,341	479,735	695,623
	人件費	15,540	15,375	14,807	14,800	14,975	165,209	240,706
	扶助費	19,861	20,242	20,631	21,027	21,431	178,387	281,579
	公債費	9,279	8,284	7,288	6,413	5,935	136,139	173,338
	投資的経費	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401	101,192	153,197
	その他	30,584	30,893	31,328	31,570	31,384	303,545	459,304
	計	85,665	85,195	84,455	84,211	84,126	884,472	1,308,124

歳入(2市村・単独の合算)



歳出(2市村・単独の合算)



(2) 市町村ごとの推計値

2市村それぞれの推計値は、次のとおりです。

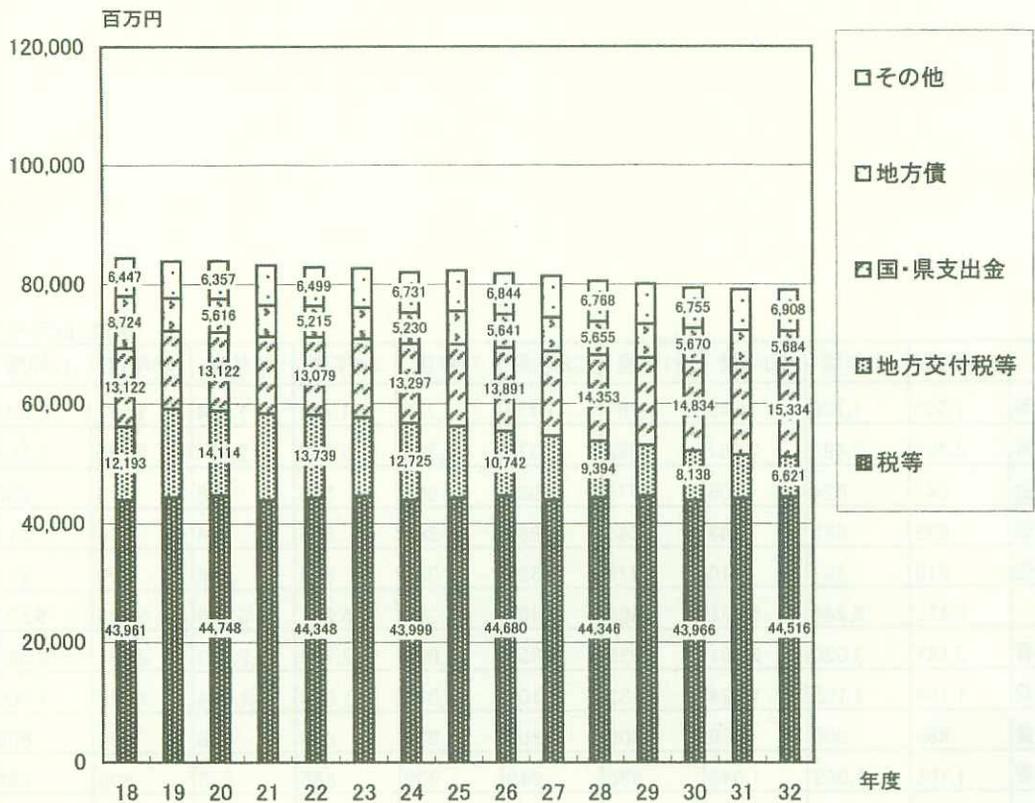
【盛岡市】

(単位:百万円)

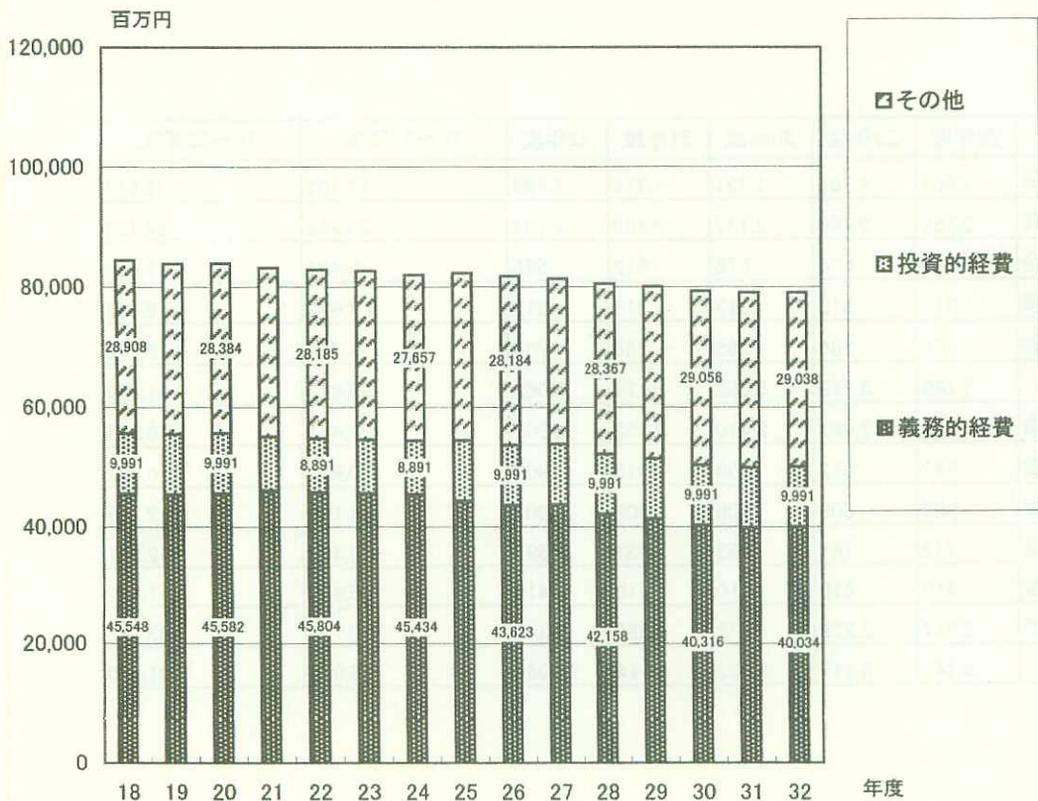
区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳 入	税 等	43,961	44,420	44,748	43,948	44,348	44,641	43,999	44,305	44,680	44,006
	地方交付税等	12,193	14,676	14,114	14,348	13,739	13,034	12,725	11,907	10,742	10,637
	国・県支出金	13,122	13,122	13,122	12,971	13,079	13,187	13,297	13,666	13,891	14,120
	地 方 債	8,724	5,483	5,616	5,208	5,215	5,223	5,230	5,633	5,641	5,648
	そ の 他	6,447	6,209	6,357	6,739	6,499	6,594	6,731	6,815	6,844	6,955
	計	84,447	83,910	83,957	83,214	82,880	82,679	81,982	82,326	81,798	81,366
歳 出	義務的経費	45,548	45,430	45,582	46,104	45,804	45,613	45,434	44,385	43,623	43,751
	人件費	16,065	16,055	15,696	15,780	15,263	15,155	15,480	14,742	14,846	15,213
	扶助費	14,948	15,706	16,262	16,587	16,919	17,257	17,602	17,954	18,313	18,679
	公債費	14,535	13,669	13,624	13,737	13,622	13,201	12,352	11,689	10,464	9,859
	投資的経費	9,991	9,991	9,991	8,891	8,891	8,891	8,891	9,991	9,991	9,991
	そ の 他	28,908	28,489	28,384	28,219	28,185	28,175	27,657	27,950	28,184	27,624
計	84,447	83,910	83,957	83,214	82,880	82,679	81,982	82,326	81,798	81,366	

区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度	
歳 入	税 等	44,346	44,617	43,966	44,273	44,516	443,056	664,774
	地方交付税等	9,394	8,423	8,138	7,222	6,621	128,115	167,913
	国・県支出金	14,353	14,591	14,834	15,082	15,334	133,577	207,771
	地 方 債	5,655	5,663	5,670	5,677	5,684	57,621	85,970
	そ の 他	6,768	6,782	6,755	6,843	6,908	66,190	100,246
	計	80,516	80,076	79,363	79,097	79,063	828,559	1,226,674
歳 出	義務的経費	42,158	41,420	40,316	39,888	40,034	451,274	655,090
	人件費	14,598	14,463	13,898	13,887	14,073	154,295	225,214
	扶助費	19,053	19,434	19,823	20,219	20,623	170,227	269,379
	公債費	8,507	7,523	6,595	5,782	5,338	126,752	160,497
	投資的経費	9,991	9,991	9,991	9,991	9,991	95,510	145,465
	そ の 他	28,367	28,665	29,056	29,218	29,038	281,775	426,119
計	80,516	80,076	79,363	79,097	79,063	828,559	1,226,674	

歳入(盛岡市)



歳出(盛岡市)



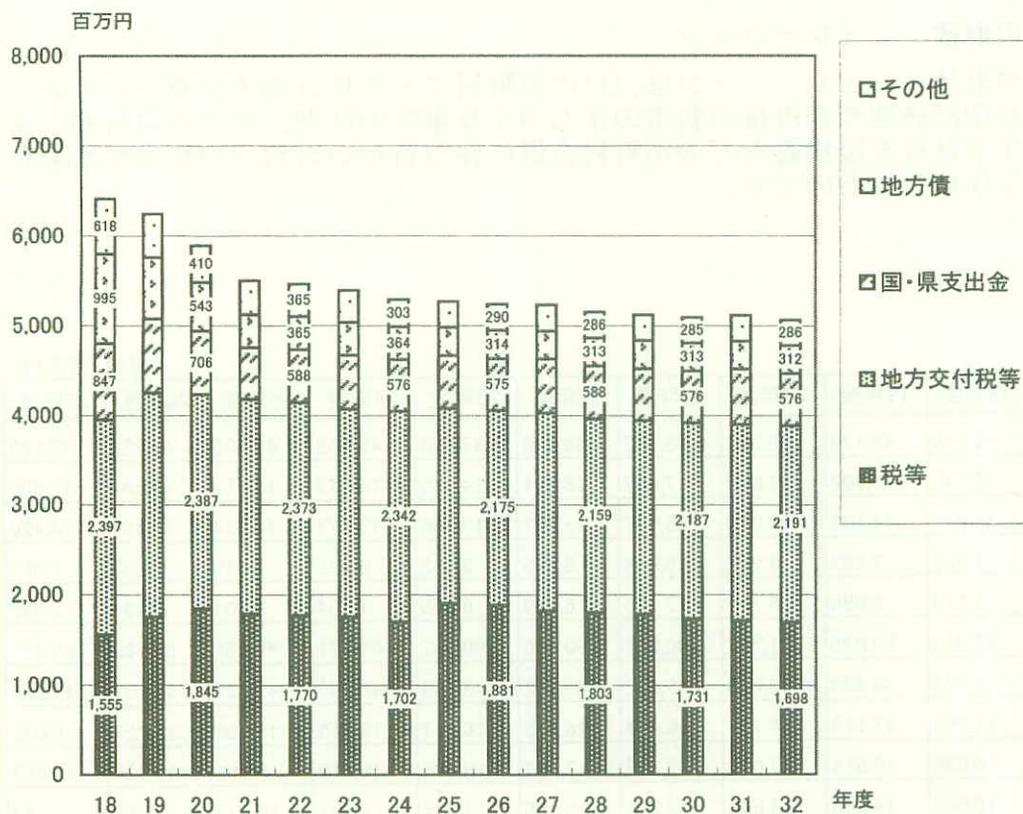
【玉山村】

(単位:百万円)

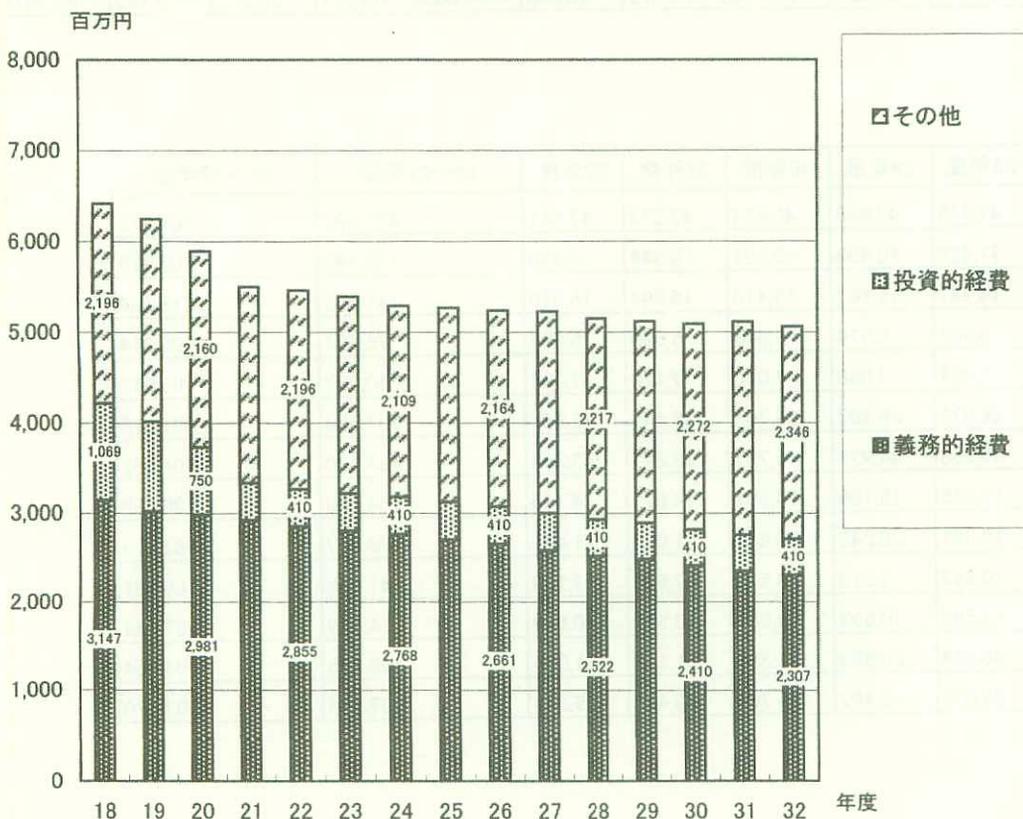
区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	税 等	1,555	1,758	1,845	1,787	1,770	1,756	1,702	1,904	1,881	1,823
	地方交付税等	2,397	2,490	2,387	2,392	2,373	2,314	2,342	2,174	2,175	2,204
	国・県支出金	847	824	706	576	588	601	576	588	575	600
	地方債	995	685	543	365	365	364	364	314	314	313
	その他	618	487	410	379	365	356	303	286	290	287
	計	6,412	6,244	5,891	5,499	5,461	5,391	5,287	5,266	5,235	5,227
歳出	義務的経費	3,147	3,020	2,981	2,925	2,855	2,805	2,768	2,710	2,661	2,589
	人件費	1,154	1,123	1,124	1,132	1,107	1,088	1,074	1,064	1,048	1,000
	扶助費	888	808	808	808	808	808	808	808	808	808
	公債費	1,105	1,089	1,049	985	940	909	886	838	805	781
	投資的経費	1,069	993	750	410	410	410	410	410	410	410
	その他	2,196	2,231	2,160	2,164	2,196	2,176	2,109	2,146	2,164	2,228
	計	6,412	6,244	5,891	5,499	5,461	5,391	5,287	5,266	5,235	5,227

区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度	
歳入	税 等	1,803	1,784	1,731	1,714	1,698	17,781	26,511
	地方交付税等	2,159	2,160	2,187	2,189	2,191	23,248	34,134
	国・県支出金	588	576	576	612	576	6,481	9,409
	地方債	313	313	313	313	312	4,622	6,186
	その他	286	286	285	286	286	3,781	5,210
	計	5,149	5,119	5,092	5,114	5,063	55,913	81,450
歳出	義務的経費	2,522	2,481	2,410	2,352	2,307	28,461	40,533
	人件費	942	912	909	913	902	10,914	15,492
	扶助費	808	808	808	808	808	8,160	12,200
	公債費	772	761	693	631	597	9,387	12,841
	投資的経費	410	410	410	410	410	5,682	7,732
	その他	2,217	2,228	2,272	2,352	2,346	21,770	33,185
	計	5,149	5,119	5,092	5,114	5,063	55,913	81,450

歳入(玉山村)



歳出(玉山村)



(3) 新市の財政シミュレーション

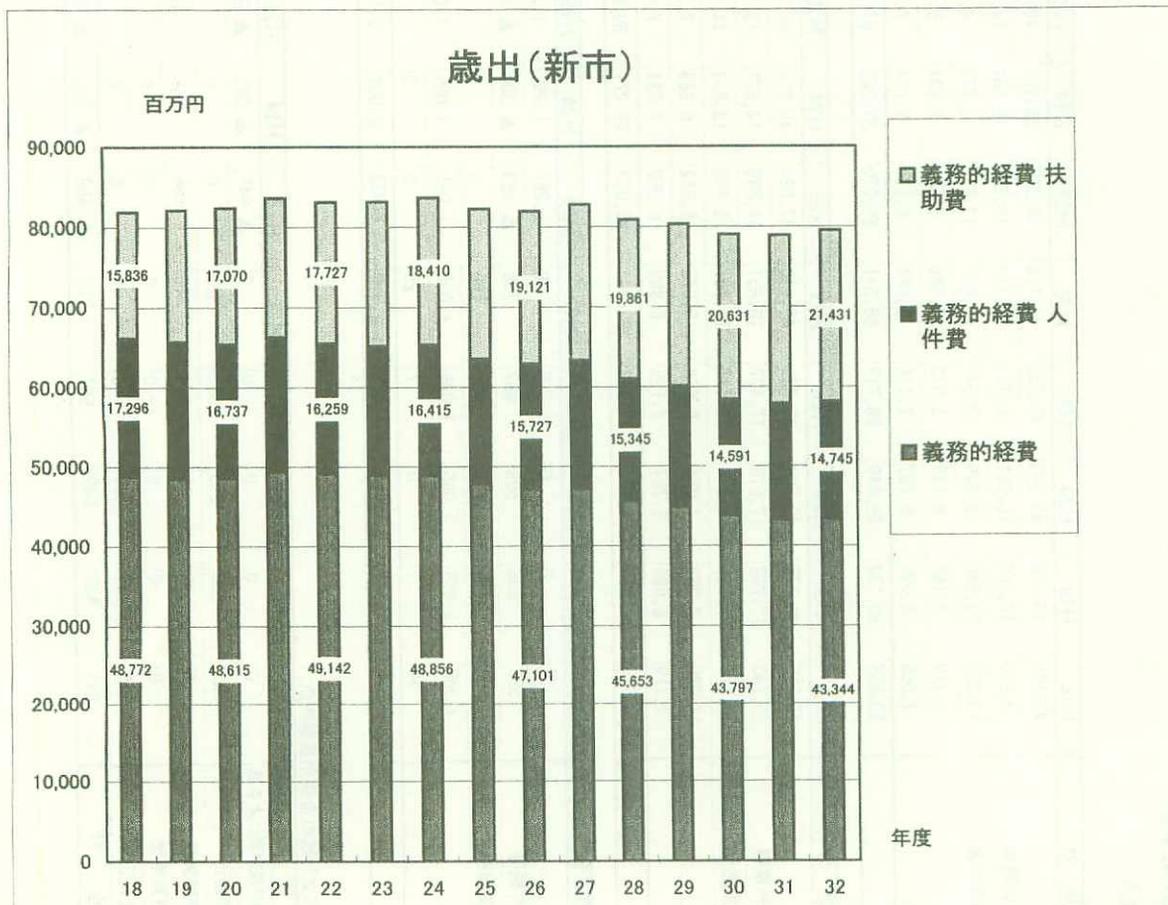
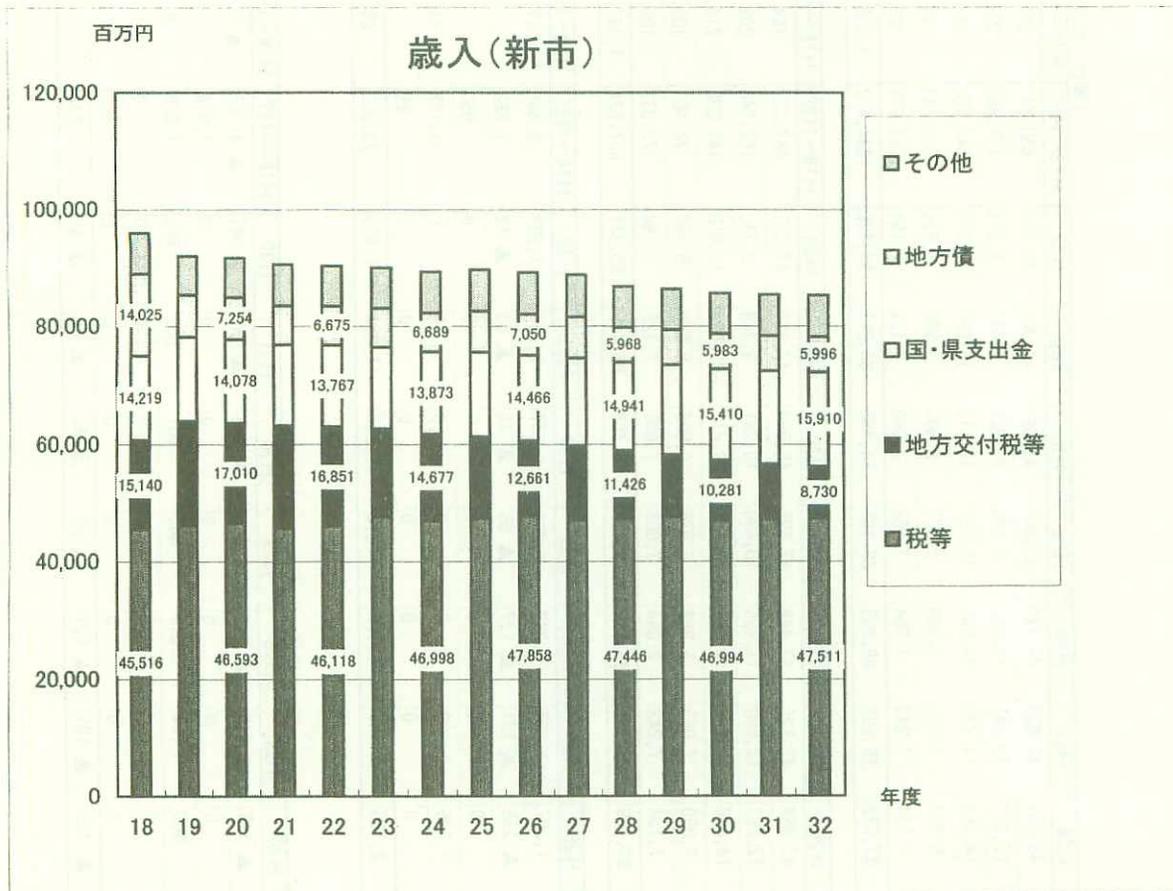
新市の財政シミュレーションは、(1)の市町村ごとの推計値の合算に、合併に伴う主な削減経費や合併後の新市のまちづくり事業の経費、新市の臨時的な支出に対する財政支援措置などの市町村合併に伴う新市の財政への影響や効果を加味して作成したものです。

【新市】

(単位:百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	税 等	45,516	46,178	46,593	45,735	46,118	47,694	46,998	47,506	47,858	47,126
	地方交付税等	15,140	17,702	17,010	17,407	16,851	14,889	14,677	13,759	12,661	12,650
	国・県支出金	14,219	14,196	14,078	13,647	13,767	13,788	13,873	14,254	14,466	14,720
	地 方 債	14,025	7,263	7,254	6,668	6,675	6,682	6,689	7,042	7,050	7,053
	そ の 他	7,119	6,696	6,767	7,125	6,889	6,950	7,034	7,101	7,134	7,242
	計	96,019	92,035	91,702	90,582	90,300	90,003	89,271	89,662	89,169	88,791
歳出	義務的経費	48,772	48,499	48,615	49,422	49,142	48,986	48,856	47,831	47,101	47,236
	人件費	17,296	17,119	16,737	16,814	16,259	16,117	16,415	15,652	15,727	16,032
	扶助費	15,836	16,514	17,070	17,395	17,727	18,065	18,410	18,762	19,121	19,487
	公債費	15,640	14,866	14,808	15,213	15,156	14,804	14,031	13,417	12,253	11,717
	投資的経費	12,213	12,356	12,129	10,454	10,454	10,666	10,649	11,735	11,720	11,703
	そ の 他	35,034	31,180	30,958	30,706	30,704	30,351	29,766	30,096	30,348	29,852
	計	96,019	92,035	91,702	90,582	90,300	90,003	89,271	89,662	89,169	88,791

区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度	
歳入	税 等	47,446	47,698	46,994	47,284	47,511	467,322	704,255
	地方交付税等	11,426	10,498	10,281	9,348	8,730	152,746	203,029
	国・県支出金	14,941	15,167	15,410	15,694	15,910	141,008	218,130
	地 方 債	5,968	5,976	5,983	5,990	5,996	76,401	106,314
	そ の 他	7,054	7,068	7,040	7,129	7,194	70,057	105,542
	計	86,835	86,407	85,708	85,445	85,341	907,534	1,337,270
歳出	義務的経費	45,653	44,921	43,797	43,277	43,344	484,460	705,452
	人件費	15,345	15,166	14,591	14,577	14,745	164,168	238,592
	扶助費	19,861	20,242	20,631	21,027	21,431	178,387	281,579
	公債費	10,447	9,513	8,575	7,673	7,168	141,905	185,281
	投資的経費	10,598	10,593	10,583	10,598	10,613	114,079	167,064
	そ の 他	30,584	30,893	31,328	31,570	31,384	308,995	464,754
	計	86,835	86,407	85,708	85,445	85,341	907,534	1,337,270



◎ 合併効果額

1 歳入

(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
合併しない場合																	
税等	45,516	46,178	46,593	45,735	46,118	46,397	45,701	46,209	46,561	45,829	46,149	46,401	45,697	45,987	46,214	460,837	691,285
地方交付税等	14,590	17,166	16,501	16,740	16,112	15,348	15,067	14,081	12,917	12,841	11,553	10,583	10,325	9,411	8,812	151,363	202,047
国・県支出金	13,969	13,946	13,828	13,547	13,667	13,788	13,873	14,254	14,466	14,720	14,941	15,167	15,410	15,694	15,910	140,058	217,180
地方債	9,719	6,168	6,159	5,573	5,580	5,587	5,594	5,947	5,955	5,961	5,968	5,976	5,983	5,990	5,996	62,243	92,156
その他	7,065	6,696	6,767	7,118	6,864	6,950	7,034	7,101	7,134	7,242	7,054	7,068	7,040	7,129	7,194	69,971	105,456
合計	90,859	90,154	89,848	88,713	88,341	88,070	87,269	87,592	87,033	86,593	85,665	85,195	84,455	84,211	84,126	884,472	1,308,124

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
合併する場合																	
税等	45,516	46,178	46,593	45,735	46,118	47,694	46,998	47,506	47,858	47,126	47,446	47,698	46,994	47,284	47,511	467,322	704,255
地方交付税等	15,140	17,702	17,010	17,407	16,851	14,889	14,677	13,759	12,661	12,650	11,426	10,498	10,281	9,348	8,730	152,746	203,029
国・県支出金	14,219	14,196	14,078	13,647	13,767	13,788	13,873	14,254	14,466	14,720	14,941	15,167	15,410	15,694	15,910	141,008	218,130
地方債	14,025	7,263	7,254	6,668	6,675	6,682	6,689	7,042	7,050	7,053	5,968	5,976	5,983	5,990	5,996	76,401	106,314
その他	7,119	6,696	6,767	7,125	6,889	6,950	7,034	7,101	7,134	7,242	7,054	7,068	7,040	7,129	7,194	70,057	105,542
合計	96,019	92,035	91,702	90,582	90,300	90,003	89,271	89,662	89,169	88,791	86,835	86,407	85,708	85,445	85,341	907,534	1,337,270

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
合併効果額																	
税等	0	0	0	0	0	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297	6,485	12,970
地方交付税等	550	536	509	667	739	▲ 459	▲ 390	▲ 322	▲ 256	▲ 191	▲ 127	▲ 85	▲ 44	▲ 63	▲ 82	1,383	982
国・県支出金	250	250	250	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	950	950
地方債	4,306	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,092	0	0	0	0	0	14,158	14,158
その他	54	0	0	7	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	86
合計	5,160	1,881	1,854	1,869	1,959	1,933	2,002	2,070	2,136	2,198	1,170	1,212	1,253	1,234	1,215	23,062	29,146

● 地方交付税の合併効果額内訳

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
普通交付税																	
事業所税課税による減	0	0	0	0	0	▲ 945	▲ 945	▲ 945	▲ 945	▲ 945	▲ 945	▲ 945	▲ 945	▲ 945	▲ 945	▲ 4,725	▲ 9,450
合併補正	322	323	323	323	323	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,614	1,614
合併特例債	0	76	95	344	416	486	555	623	689	754	818	860	901	882	863	4,038	8,362
合併算定替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特交																	
格差是正	228	137	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	456	456
合計	550	536	509	667	739	▲ 459	▲ 390	▲ 322	▲ 256	▲ 191	▲ 127	▲ 85	▲ 44	▲ 63	▲ 82	1,383	982

2 歳出

(単位：百万円)

区分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
合併しない場合	義務的経費	48,695	48,450	48,563	49,029	48,659	48,418	48,202	47,095	46,284	46,340	44,680	43,901	42,726	42,240	42,341	479,735	695,623
	人件費	17,219	17,178	16,820	16,912	16,370	16,243	16,554	15,806	15,894	16,213	15,540	15,375	14,807	14,800	14,975	165,209	240,706
	扶助費	15,836	16,514	17,070	17,395	17,727	18,065	18,410	18,762	19,121	19,487	19,861	20,242	20,631	21,027	21,431	178,387	281,579
	公債費	15,640	14,758	14,673	14,722	14,562	14,110	13,238	12,527	11,269	10,640	9,279	8,284	7,288	6,413	5,935	136,139	173,338
	投資的経費	11,060	10,984	10,741	9,301	9,301	9,301	9,301	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401	101,192	153,197
	その他	31,104	30,720	30,544	30,383	30,381	30,351	29,766	30,096	30,348	29,852	30,584	30,893	31,328	31,570	31,384	303,545	459,304
合計	90,859	90,154	89,848	88,713	88,341	88,070	87,269	87,592	87,033	86,593	85,665	85,195	84,455	84,211	84,126	884,472	1,308,124	

区分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32
合併する場合	義務的経費	48,772	48,499	48,615	49,422	49,142	48,986	48,856	47,831	47,101	47,236	45,653	44,921	43,797	43,277	43,344	484,460	705,452
	人件費	17,296	17,119	16,737	16,814	16,259	16,117	16,415	15,652	15,727	16,032	15,345	15,166	14,591	14,577	14,745	164,168	238,592
	扶助費	15,836	16,514	17,070	17,395	17,727	18,065	18,410	18,762	19,121	19,487	19,861	20,242	20,631	21,027	21,431	178,387	281,579
	公債費	15,640	14,866	14,808	15,213	15,156	14,804	14,031	13,417	12,253	11,717	10,447	9,513	8,575	7,673	7,168	141,905	185,281
	投資的経費	12,213	12,356	12,129	10,454	10,454	10,666	10,649	11,735	11,720	11,703	10,598	10,593	10,583	10,598	10,613	114,079	167,064
	その他	35,034	31,180	30,958	30,706	30,704	30,351	29,766	30,096	30,348	29,852	30,584	30,893	31,328	31,570	31,384	308,995	464,754
合計	96,019	92,035	91,702	90,582	90,300	90,003	89,271	89,662	89,169	88,791	86,835	86,407	85,708	85,445	85,341	907,534	1,337,270	

区分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H18~H27	H18~H32	
合併効果額	義務的経費	77	49	52	393	483	568	654	736	817	896	973	1,020	1,071	1,037	1,003	4,725	9,829	
	人件費	77	▲ 59	▲ 83	▲ 98	▲ 111	▲ 126	▲ 139	▲ 154	▲ 167	▲ 181	▲ 195	▲ 209	▲ 216	▲ 223	▲ 230	▲ 1,041	▲ 2,114	
	扶助費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公債費	0	108	135	491	594	694	793	890	984	1,077	1,168	1,229	1,287	1,260	1,233	5,766	11,943	
	投資的経費	1,153	1,372	1,388	1,153	1,153	1,365	1,348	1,334	1,319	1,302	197	192	182	197	212	12,887	13,867	
	その他	3,930	460	414	323	323	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,450	5,450	
合計	5,160	1,881	1,854	1,869	1,959	1,933	2,002	2,070	2,136	2,198	1,170	1,212	1,253	1,234	1,215	23,062	29,146		

3 盛岡市・玉山村の合併による新市財政への主な効果

2 市村の合併による財政上の効果としては、経費削減による歳出の減や国・県からの補助金などの財政支援、合併特例債などの活用によるものがあります。

(1) 合併による効果

① 三役等特別職人件費の削減効果

平成16年4月現在の2市村の特別職（三役及び教育長）の合計は8人ですが、合併後の特別職の人数を4人とした場合、4人の減少となり、給与額は、年額約5,000万円の削減が見込まれます。

区分	現在(単独)		合併後		15年間削減効果
	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	
三役等特別職	8	112,841	4	62,513	7億5,400万円

注:合併後の給与総額は、盛岡市の現在の給与額で試算しています。給与総額には、共済組合負担金、退職手当組合負担金を含みます。

② 議会議員人件費の削減効果

議会議員の人件費については、最も議員が多くなる場合を想定しています。2市村の議員数は、平成16年4月1日現在、合計で58人となっています。合併後1年4カ月間は議員在任特例を適用し、その後議員数を地方自治法の法定上限定数46人と想定した場合、12人の減となりますが、報酬額は平成20年度以降、年額約900万円の増額が見込まれます。

区分	現在(単独)		合併後				15年間削減効果
	人数 (人)	報酬総額(年額) (千円)	在任特例期間		在任特例期間経過後		
			人数 (人)	報酬総額(年額) (千円)	人数 (人)	報酬総額(年額) (千円)	
議員	58	497,185	58	637,755	46	506,227	△2億7,800万円

注:合併後の報酬総額は、盛岡市の現在の報酬額で試算しています。報酬総額には、議員共済会給付費負担金を含みます。合併の時期を平成18年1月と仮定し、在任特例の期間は盛岡市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとしています。

③ 一般職員人件費の削減効果

2市村の合併により総務・企画・管理部門等の一本化が図られ、職員の削減が見込まれます。新市財政計画では平成4年の都南村との合併などを参考に総務・管理部門を中心に45人の減、生活保護や建築確認申請事務など新たな行政需要に対応し18人の増加を見込み、全体で27人の削減を見込んでいます。

区分	基準年度 人数 (人)	削減数		合併後15年 人数 (人)	15年間削減効果 (合併による30人の削減分)
		行政改革によるもの (人)	合併によるもの (人)		
一般職員	1,984	131	27	1,826	16億3,800万円

注:基準年度は、平成15年度です。
行政改革による131人の削減分は、単独の場合の財政シミュレーションに含まれています。
人件費の削減効果は、盛岡市職員の平均給与額で試算しています。

④ 普通建設事業費の増加効果

合併により歳入面では、合併特例債の発行や交付税の優遇措置、国等の支援補助金の活用が可能になるとともに、歳出面において、行政の一体化により様々な経費が削減されることにより、公共施設の整備を行う普通建設事業費の増加が可能になります。

区分	15年間の事業費増加額
普通建設事業費	138億6,700万円

⑤ 地方税

新市の人口が30万人を超えることから、政令による課税団体の指定を受け、事業所税を課税することとなります。ただし、合併から5年間は、政令による課税団体の指定が延期されます。

また、都市計画税については、合併後5年間は不均一課税を行うこととしています。

区分	15年間の増加額	摘要
事業所税	126億円	合併後5年間は、課税団体の指定の延期(うち留保財源は31億5,000万円)
都市計画税	3億7,000万円	合併後5年間は、不均一課税